

帷幔を以て之を圍繞せり、其坐位は高くして階を踏で登る可し。殿下は寶玉を點綴したる金飾の錦を着け此位に坐し、其坐下に又一席あり(日本人之をサクキと呼ぶ)、此席には國中の大諸侯等皆列坐せり。又別に三席あり、其一席は小諸侯列坐し、他の二席は諸有司列坐せり。全席の華美なること帷幔戸壁皆金を以て之を飾り、畫くに花卉翎毛を以てし、實に人目を驚かし快樂の心を起さしむ。

正使は殿下に敬禮を爲す前に日本譯官に託して印度副王の書翰を殿下に呈したり。此書翰は小匣に入れ、匣の内部は延金を以て張り、外部は緑色の天鵝絨を以て覆ひ、金流蘇を附し、銀星を點綴す。此書翰は金銀絲を以て二重に綴ち金印を押し、華麗に繡飾したる錦袋に入る。此繡工は印度の奇巧にして、日本に於て大に貴重稱譽せられたり。殿下は匣を開き其書翰を高聲に譯讀せしむ、其文左の如し。

貴國我國と相隔ると遼遠なるを以て未だ曾て殿下と相通交せず、然れども貴國に於て職を奉ずる基督宣教師等より、殿下の衆敵に克捷して日本全國を服従せしめたる偉業を聞けり、是全く上帝の殿下を愛して爲さしむる所なり、故に吾今敢て之を祝賀す、又殿下宣教師等を受し、大に恩惠を施し、能く之を保護して之に抵抗する者を防ぐことを聞く、洵に陳謝するに辭なし、抑々宣教師等は善心にして諸國に行き衆人を教へ眞神の法を説き、衆庶をして永世幸福を得せしむるの道を宣布する者なり、今我れ殿下に使節を遣し禮物を呈し、我れに代りて謝辭を述べしめんと欲して、師父アレキサンドルウリニヤンに此の任を命ず、蓋師父は數年前貴國に在り其職を奉じ殿下の知遇を辱ふする者なり、殿下従前の如く之を保護し且之に恩惠を賜は、何の幸か之れに過ぎん、我れ師父等に代りて深く殿下に謝し、又師父等をして長く恩惠を忘るゝなからしめんとす、我れ使節に託して左の諸品を進呈す

劍二口 新製のアルクビユース銃二挺 亞刺比亞馬二匹馬具之れに附す

金錦の帷幔 懷中劍銃一挺 印度製の天幕一張

時に千五百八十五年

ドムエドワールド・ウモネース

此呈物の禮式既に畢り、葡國人は其諸品を陳列せしに、殿下は欣然として之を受け、暫く點檢し、次に正使を近接せしめ、禮部の長は立て之を誘ひ、列坐諸侯の坐間を經過し高坐に上らしむ。正使は膝を屈し歐洲の風に習ひ帽を脱して殿下に禮し畢り、殿下の對面に設けたる坐位に就き、副使も亦同く敬禮を爲し、正使の側に設けたる一級低下なる坐に就き、四公子は正使の手を吻し、葡人も亦同様にして、各設くる所の坐に就けり。

此儀式は日本の衆諸侯をして甚だ驚かしめ、殿下も亦大に満足し、其喜色面に見れ、直ちにサカツキを執るを命ず。サカツキを執るは日本の風にして、賓客を親愛するの禮に用ゆ。サカ

ツキなるものは美麗に彩畫したる金製の器なり。殿下先づサカツキを執り、手づから正使ワリニヤン大師に與へ、又之れに與ふるに銀百枚及び絹の衣服四領、副使には各銀百枚、服二領、四公子及び葡國人には各銀五枚、服一領を與へ、譯官には銀三十枚、衣一領を賜ひたり、銀一枚は凡四エキユーの價あり。然る後殿下は世子に命じて晚餐を供し、之れに陪食せしめて退きたり。

晚餐畢り、殿下使節饗應の席に到り印度の事情を尋問し、次に四公子の歐洲に於て見聞したる諸事を問ふに、ドム・マンシオー之れに答ふること甚だ敏慧にして、終に殿下をして愛情を起し、只管己れに事へしめんことを欲せしむるに至れり。然れどもドム・マンシオーは之を辭するに種々の道理を述べ、殿下をして甘じて其請願を允許せしめけり。殿下は四公子の歐洲に在りて學ぶ所の音樂歌謠を奏せしむるに、四公子は其律甚だ長くして殿下或は倦んことを恐れ、一段毎に之を辭すること三度に及ぶも、殿下は深く興に乗じ、強て連續之を奏せしめて後、殿下是等の樂器を點檢し、且玩弄し、然る後庭上に下り、印度副王の贈れる天幕を張らしめ、葡國人をして亞刺比亞馬に騎らしめしに、其の馳逐の巧妙なるを見て衆人舉て感賞せり。殿下は此の贈物悉く意に合ふことを證し、向後副王と親睦を結ばんと欲するに至り、就中亞刺比亞馬の如きは殆んど之に報るに物なしとし、夜に入り正使附屬の譯官を召し、之と晤語して三更に至

れり。

偕て此使節は顯然其平生企望する所の成果を遂げざるも、殿下の心をして大に和がしむるの功あり、印度副王の禮物と四公子の説話は殿下をして、師父等日本に於て歐洲諸侯の勢威及び真神の法を説く爲めに、文明の邦を去て此地に來るの真情を稍々感悟せしむるに足れり。殿下は曾て師父等を忌み、己れの領地内に居らざらしめんとせしが、今日に至りては其衣服を變じ眞に日本に歸化せし者の如くならしめんことを欲し、而して印度副王より請求する所の一事を承諾するに至れり。

正使謁見を賜ふの日、ドム・マンシオーの説話を聞くこと未だ十分たらざるを以て、次日再びドム・マンシオーと正使の譯官たるロデイリゲー師を召し、種々奇異の疑問を爲し、支那の虚を窺ふの情實を吐露し、正使の贈る所の自鳴時器の用方を尋問せり。

是の人々と晤語すること殆んど一日、罷むに臨て殿下語て曰く、余は明日尾張に發せんと欲す、尾張は京師を距ること三日程なり、余の滯留二三日に過ぎざる可し、汝等宜く正使に告げて印度に歸るの便宜を得る迄、京師或は大阪或は長崎に滯留し、吾が印度副王に報す可き答書及び禮物の整頓するを待たしむ可しと。殿下は副王に己れの富榮を誇せんが爲めに、諸職工に命じて非常の精巧物を造爲せしめたり。

殿下の尾張に出發するや、正使ワリニヤン大師は猶ほ京師に留り、大諸侯等は皆其基督信者たるを佛信者たるを論せず大師を尋問する者甚だ多し。其中に就き記す可きは殿下の姪にして其世子たる大納言殿、山口の國主、殿下の婿にして三ヶ國の領主たるハシラ殿、加賀の國主、信長の婿たるヒダノカモン、伊勢の國主（此國主は前に説く教師窘迫の二三日以前に洗禮を受けし人）、及びドムオーギユスタンの婿にして對馬の國主等なり（此の人は曾て師父に頼り聖教の奧義を傳習し、密に洗禮を交けり、蓋殿下深く此の人を寵し、其高麗及び支那を窺ふ爲め軍事を議するに必要とせり）。大師の京師に在ること凡そ一月、其間は京を距る二十里或は三十里或は五十里の地方より集り來る所の男女其數を知らず。或は歐洲より歸朝したる四公子を見んため、或は公子等の説を聽かん爲め、或は懺悔を爲し法會を勤めんが爲めなり。此れに由て師父の旅館は早朝より夜半に至るまで多人羣聚し、其座容るゝ能はざるに至る。師父等は日々三ヶ所に於てメス祭儀を執行するも、信者等の夥多なるを以て、禮拜式等に於ては信者等に満足せしむるを得ず。如此の事情なるを以て大師の京師に駐るは信者等及び新改宗者の爲めに甚だ緊要なりと雖ども、賢明にして先見ある人の説に由れば、大師の京を退去するは殿下歸京の以前に在るを要せり。如何となれば若し大師の退京をして殿下還京の時まで遷延せしめば、或は不幸を生ずることありて、使節の成功を誤らんを恐れてなり。大師は此説を思考し、嘗て己れの

譯官たるロディリゲー師より殿下深意の存する所を聞知するに由り、之を遣し殿下に暇を乞ひ、長崎に退き此地に於て命を待つ可しと謂はしめければ、殿下は之を許しけり。然れども此後の事情を報知せしむることを要するが爲め、ロディリゲー師を京師に留む。此事は大師自ら殿下に請ふに非れども、自然にして此の便宜に至れり。ロディリゲー師は其會友一人及び他の日本人と共に京師に留り、大師は大阪に退き、此地に於て八日間乗船の期を待ちけり。信者等は大師の望を達せずして大阪を退くを見て大に悲歎しければ、大師は之を慰めんと、ラルガンタン師及び其會友一人を留む、此の師父等信者等の爲に勉て法會を執行せり。

ワリニヤン大師は大阪より乗船して平戸に到り、國主の夫人マンシーを訪ひ、其安寧を祝す。マンシーは大村の故國主ドムバルテルミーの女にして、當時大村平戸兩國の間に生せし葛藤を解かんが爲め平戸に嫁し、婚姻の約束に聖教は終に廢せざる事を載せ、其嫁する時齡十九歳なり。然るに其舅は約束に背き、己れ佛信者なれば百方之を誘ひ佛教に歸依せしめんことを謀りたり。然れども、マンシーの熱心不撓なるを以て遂に其意を達する能はず。大師の平戸に至れる時マンシー之に語りて曰く、メス祭説教を聞かず宣教師に會せざること已に四年餘にして、唯大村に在る師父等に書信を通ずるを得るのみなりと。然れどとマンシーは貞操ありて婦道を失はず、能く良人の心を和げ、良人も其父の没後に至れば自ら基督信者とならんと欲すと謂ふに至らし

めたり。舅は竊に此事を聞き、此の如き少婦にして猶ほ國中に基督教を宣布せんと欲するを以て大に之を忌み、且己れは七十歳に及び、未だ我が領内に在る基督教を廢する能はざるを恨みたり。

マンシーは大師の平戸に到たるを聞き、其良人に請ひて之に會し、共に心事を語らんことを欲せしに、良人の謂へるは、父君の許を得ば余れも亦之を許す可しと。此言を察すれば良人も亦基督教者を忌むを推知す可し。然れどもマンシーは良人の心を和げ遂に其望を達しけれども、其會合するは特に宮中に於てするを許せり。大師宮中に到る時國主と世子と共に外廷に出で之を迎へて講堂に誘引し、而して夫人は其所に於て大師の來るを候し、直に其身を大師の足下に投し、涕泣して上帝の大師を遣せし恩恵を謝し、次で懺悔をなし、且大師に語りて、吾れは萬死を受るも聖教を棄廢するを爲さずと謂へり。

又流涕して語て曰く、假今如何なる事ありとも死生共に基督教者たらんことを欲す、然れども唯遺憾とするは我が父生時に佛信者たる諸侯に吾を嫁せしことなり、我が父の死するに臨んで我に遺言し、國政便宜の爲め已むを得ずして此婚姻を爲さしめたりと雖も、切に望むらくは寧ろ生命君位を失ふとも聖教を廢すること勿れと云へりと。大師は此事を聞きマンシーを慰め、唯尊父の貴命を守る可きのみと答へて長崎に赴きけり。

ワリニャン大師の長崎に歸るに當り、有馬國主ドムプロテが病に罹り京師より歸國すること聞き、此に於て大師は之を訪ひて日本使節の羅馬より携帶せし法王の禮物を呈するの禮を行はざる可らず。時に國主病痊へ、諸臣を集め禮を備へて其禮物を受けんと欲す。然れども大師は其禮の甚だ鄭重なるときは關白殿下の怒に觸れんことを恐れ、唯諸臣を寺院に集會せしむるのみを以てし、此の式日は國主早朝より其兄弟二人及び歐洲より歸國せる四公子其他の親族と共に寺院に至り、大師はメス拜禮式を執行し、僧學校の貴族等は樂を奏し、一人の師父演説して使節の歐洲に到るの趣意、及び諸國に於て厚き待遇を受け、就中羅馬に於て榮譽を得たる事、法王の日本諸王に禮物を贈れる事、其品物中眞十字架の切片の尊重なる事、及び此切片は大諸侯に非ざれば與へざる物なる事、此切片を受けたる以上は假令死するとも聖教を奉じ之を保護す可き事を説きたり。

メス拜禮式の畢る時、大師は羅馬聖父の贈れる僧服の中最も美麗なる者一を執り祭壇の前に座す。ドムミッセルは三公子と共に美麗なる袋に納めたる法王の書翰を持ち、之をドムプロテに付與す。ドムプロテ一跪て之を受け、日本の習慣に従ひ尊敬を表せんが爲めに之を頂に加へ、大師に請ふて此書翰を拉典語及び日本語を以て高聲に誦讀せしめ、列座の諸臣をして之を聽聞せしめんことを求めたり。

此式畢り、四公子は立て大師の傍に接近し、**ドムマンシオー**は手に帽を持ち、**ドムミッセル**は劔を持ち、**ドムマルタン**は劔の鞘を持ち、**ドムジュリアン**は眞十字架の切片に添へたる法王の書翰を持ち。メス拜禮式を行ふの前に、此十字架の切片は祭壇の上に置き、諸事整備したる後、講堂に待ちたる**ドムプロテ**ー祭壇に近接し、大師の前に跪き、大師は立て羅馬に於て執行する所の禮式を行ひけり。

初め大師は祭壇の上に在る金製の遺骨匣中に在る十字架の切片を執り、其上に備へたる長さ金鏈の付きたる十字形を示すとき、**ドムプロテ**ーは低頭し、大師此聖遺物を**プロテ**ーの頭に載せ、式に従ひ一句の語を唱へ之を頭に繫けしめたり。次で大師は**ドムミッセル**の持てる劔を執り之を**プロテ**ーに付與す、其時又一句の語を唱へ、次に帽を頭に載せけり。**ドムプロテ**ーは此禮を授けられ、日本の習慣に因て深く敬禮を爲し畢り、立て己れの座に退きたり。

此禮式は衆目を驚かし、衆心を感じ、之が爲め泣涕する者あるに至れり。大師退て其禮服を脱するの間に、四公子は**ドムプロテ**ーに祝賀を呈しければ、**プロテ**ーは満面に喜色を見し、四公子に謂て曰く、此の大なる榮譽を受けるは全く卿等の勤勞にして、危険を経歷するに因るなりと。而して厚く之を待遇したり。

其後二三日を過ぎ**ワリニヤン**大師は**大村國主ドムサンセー**及び豊後國主**ドムコンスタンチ**

ンを訪ひ、之れに羅馬法王の贈物を呈しけり、其式は皆前の如し。次で大師は**カンクサ**に在る學校を巡覽せり、此校中に四十人の基督會友あり、皆常に聖教の爲めに生命を惜まざるの篤信者なり。大師は此絶島に來り此の如き夥多の教會友を見て大に喜悅し、假令何程聖教に抗する者あるも、決して屈す可からずと獎勵しけり。

基督信者等は相謀て基督寺院を恢復せんと欲するの時に當り、又新に一事を生ずるは、恰も暴風激浪を起し船の入港せんとするとき之を漂出するに比す可し。前に述る如く關白殿下は有馬國主**ドムプロテ**ーの所領たる長崎(前章には大村王ドム・サンセイ)の市街を奪ひ、此所に市尹二人を置き、一は伊豫守(前章に豊岐守に作る)と名づけ、一は加賀守と名づく。此兩尹は決して基督信者等を窘迫することなく、其廳の吏員等に命ずるに、**ワリニヤン**大師を尊敬し、旅中の保護を爲す可きことを以てせり。然るに關白殿下は大師の京師に至り殿下に謁するとき、長崎の吏員の紹介に依らざるを以て怒を發し、悉く大師及び基督信者等を害せんと決定せり。**ラルガンタン**師は此事を聞き、某候を以て長崎の吏員に謂はしめて曰く、**ワリニヤン**大師は長崎吏員の京師に在らざるに由り、已むを得ず他人の紹介を以て殿下に謁したりと。然れども吏員等は此理に服せず、終に基督信者の大敵たる**ジャカン**(此事は前に出でたり)に依り殿下に上告して曰、日本に在る教師等は皆殿下の命に背き公然基督教を宣布し、禁を犯して許多の人に洗禮を施したり、此使節の

來るは教師等の日本より放逐せらるゝを防がんが爲めに謀る所にして、教師等は假令如何なる事件あるとも、決して日本を去らざる事を決定せりと。

殿下の性質は常に直情徑行する人なるに由り此言を聞き大に怒り、シモに在る教師等及び基督信者等を悉く殺戮せんと欲するに至り、而して直ちに事實を正さんが爲め諸方に巡察吏を派遣せり。此を以て教師等は衣を脱し恰も放逐せらるゝ者の如き態を爲し、寺院は全く閉鎖し、一人として宗教に従事する者なきを見て、殿下は少しく怒を解きけり。

千五百九十二年の始めに當り、有馬國主及び大村國主は聘物を奉じて關白殿下に朝見せり。其歸國するに及でワリニヤン大師は兩國主を訪ひ祝賀を表し、乃ち語て曰く、公等會友の爲めに保護を厚くし、危難あるときは毎に必會友を公等の領内に誘引し、以て保護せらるれども、公等の身體及び國土を危ふするの媒を爲す者なれば、吾等其禍害の公等及び國民に及ぶを見るに忍びざるなり、故に寧ろ不毛の孤島に退き以て死を待つべきことを決せりと。兩國主は大師に答て曰く、余等決して命に従ふ能はず、師父等は上帝に次で吾等の靈魂救護を爲すの人なるに由り、吾等此の救護者を失ふよりは寧ろ君位を失はんのみと。大師は此兩國主の決心を認視したる後、兩國主の所行に付て殿下更に激怒せられんことを恐れ、専ら己れを檢束し、宗教に關する諸學校を熱鬧の地に置かず、寂莫の境を擇で之れを移し、他の師父等に命するに、方今

厄運の時に際し一層行狀を慎まざる可らず、然れども死の一事は常に忘る可からざるを以てせり。

此年の始めに當て上帝の此の世を去らしめたる魁首は日本人なる法兄弟ローランなり。ローランは山口の市街に於てフランソワ・ザウ井エー聖師に因り洗禮を受く、日本人にして耶蘇教會友に入りたる最第一の人なり。此人の會友たること三十餘年、死する時齡六十五歳、上帝は貴賤強弱を平均せんが爲めに常に賤劣の者を選ぶに因るなるか、此無學不文なる笨々たる一僧を以て、日本の威力ある大諸侯を改宗せしむる事に用ひ、ジュードー右近及び其父タリーをして改宗せしめたる者は此のローランの力に因り、ドム・オーギュスタン及び其父ルイ、其屬下の騎士等許多を改宗せしめたるも亦此ローランの力なり。此等の騎士も後皆日本の貴士となりと云ふ。ワリニヤン大師は京師に於てローランに會し、其の年の老たると其の勤めに勞せるを見て、其衰弱を補はんが爲めに之れをシモに誘ひ、美食を與へ大氣を換へしめんと欲したれども、上帝の之を召すものなるか途中に於て死を致せり、然れども聖禮を受くるは餘す所なしと云ふ。

此損失を償ふに好性情の四人新に基督教會友に入るを以てせり、此四人は則ち前に使命を奉じて羅馬に至れる四公子なり。此公子等未だ日本に歸らざるの前既に會友たるの志あり、然れど

も其使節の任を全し且法王の命を傳ふる迄は敢て其志を人に告げず。今や四公子は法王の贈物を有馬、大村、豊後の三國主に呈し其任を畢りたるを期とし、ワリニヤン大師に依り會友の員たらんとを切願せり。大師は此言を聞き甚だ驚駭す。如何となれば此の如き厄運の時に際會し會友となれば、假令生命を失はざるも放逐に遇ふは決して免れざるを以てなり。基督寺院衰廢を極め唯救援を之れ要するの時にして、此の救援を得るは上帝の正裁なるか、將た四公子等の盛徳あるによるか、未だ之を知る可らず。

大師は四公子の決心を稱賛して曰く、此事を上帝に申告するに少しく時間を要す可しと。又論して曰く、公等の決心を遂げ行はんと欲せば、先づ親族朋友等に告げざる可らず、若し親族朋友等の承諾なきときは此大事を行ふを得ずと。四公子等皆其命の如くす、其中に就て唯一障礙あるはドム・マンシオーなり。マンシオーの母は其子を見んと欲して遠く日向より天草島に來りしに、其子の決心を聞き大に痛心し、殆んど氣を失ふに至り、涕泣して其心を變せしめんと欲し、百方解説すと雖も、マンシオーは十分に道理を盡して其意を演述し、終に母をして承諾せしめたり。爰に又尤も感ず可きの一事あり、ドム・マンシオーの弟にしてジュードと稱する者齡十八歳なりしが、亦其兄の例に隨ひ、共に世を捨て教會の員たらん事を熱心し、終に兄より八ヶ月後れて其望を遂げり。大師は四公子の勤勉を試み、愈々塵世を捨るの決心なるを見て、

終に千五百九十二年サンジャクアポートルの祭日に當り天草の教會に入らしめけり。

此年葡國の船支那より長崎に到るに因り、正使ワリニヤン大師は此船を以て印度に歸航せんとす。殿下は之れに託して其報告を爲さんと欲すれども、奸臣等常に讒を逞ふするを以て、之れが爲めに倍々疑惑を生じ、終に驕傲侮慢の答書を作り、之を大師に付して印度副王に贈らんとす。其文意たるや、師父等は日本國に擾亂を醸し、常に神佛を敵視し、其殿堂を滅却するの匪徒なりと。オルガンタン師は屢々堺と京との間に往來し、偶々此事を聞知し、方略を施し其答書の寫を得て之を大師に贈り、併せて忠告して曰く、大師は力を盡して此答書の意を變改せしむるの方略を施す可し、大師若し此事を遂ぐる能はざる時は、譯官たる師父ロディリゲを以て斷然殿下に下文の如く言はしめざる可らず、此答書は印度副王に對しては勿論、其使節の任を奉ずる者に對しても甚だ不敬の文意なり、決して之を受け以て副王に傳呈する能はざるなりと。

然れども驕傲剛愎なる關白殿下の如き君主に如此の斷言を爲さば、決して其成果の宜しきを得る能はざるべし。亦上帝も此舉あるを許さざるか、偶然他に一策を得て以て事を遂ぐるに至れり。オルガンタン師は佛信者たる京師の市尹某に頼り己れの痛心を訴へければ、此に於て市尹は其答書の意を改良せしめんとを約せり、而して其約を履行するは則ち左に説く所の如し。

關白殿下はドム・シーモン・コーテラ及び其最親愛せる諸侯の目前に於て市尹に問ふて曰く、印

度の副王に遺る可き禮物は吾が命する所の如く整ふや否やと。市尹答て曰く、既に全く整備して、使節に付與するに妨げなしと。殿下又曰く、余は此使節を察するに甚だ疑ふ可し、恐くは余を誑き副王に遺る所の禮物を賺奪するならん。コーデラ答て曰く、假令尊命の如くなるも、敢て殿下の損失と爲すに足らず、何となれば此使節の齎し來る所の物品は賜ふ所の物品に比するに大抵差なしと。殿下曰、然り。市尹又曰く、殿下此の疑念を解かんと欲せば、幸に譯官及び共に來る所の日本人あり、此輩を召して訊問せば事情明瞭なる可しと。殿下曰く、然らば則ち此輩を召來れと。殿下自ら思考するに、此輩を召び自ら訊問するの前に、先づ市尹及び佛徒たる諸侯をして之を問はしめ、然る後自ら出で之を問ふに如かずと。

譯官ロデイリゲ師は市尹及び佛徒たる諸侯に證し答へて曰く、此使節の來るや決して詭詐に非ず、公等の目撃する如く使節は日本人數員を具し來れば、則ち是れ殿下に信せしむるに足る可きなり、使節は日本に到るの間諸國を経歴し、就中久しく支那に滞留して、殿下の疑念を解かん爲め其命令を待てり、殊に獻する所の馬及び其他の諸品は皆印度に非れば得る能はざる物なり、而して幸に又歐洲より歸る所の日本の四公子に會して、臥亞に於て同船せり、此四公子は決して其君主を欺くの人に非ざる可し、猶疑ふ所あらば、請ふ使節を載せ來る所の葡國船及び其他日本に停泊する所の葡國船の人々を召し之を問ふ可きのみ、又印度地方に於ては副王

の名を假冒して竊盜を爲す如き者は一人もあることなし、若し此の如き者あれば必嚴罰を免るゝ能はずと。兩人は此の言に服し具さに殿下に上申す。然れども殿下は猶ほ自ら訊問せんと欲するを以て、譯官は葡人二人と共に殿下の目前に於て先に市尹に答ふる所の言を再び陳述し、更に一言を附し曰く、ワリニヤンは然然たる一僧にして能く使節の任を蒙り、莫大高價なる品物を託せらるれば、固と東洋諸國の君主中最も威勢ある日本君主を欺く如きの人物に非ず、此の如く辯解するも猶ほ以て疑ふ可しとなさば、使節に隨從する者十人或は十二人を捕へ置き、之を質として以て我が副王が答禮品を正確に収領するの報を得る日を待つ可しと。

殿下は此言を精思し其事の明瞭なるを察して遂に疑念を氷解し、謂て曰く、師父に於ては一罪なけれども、曩きに余が師父等を放逐する所以は、日本の基督信者たる諸侯等甚だ其教に心酔し、管下の人民に至るまで盡く基督教を奉せしめんとするを以てなり（此時専らジュード右近を注目せり）。殿下又問て曰く、印度の人民は悉く基督教を奉るか。譯官對て曰く、印度も亦其邦域廣大なり、人民各風俗を異にす、此を以て聖教を奉るもの有り、其國固有の教を奉るもの有り、共に自由を得、然れども基督教師は印度中何れの地方に至りても其教を宣る事亦自由なり。殿下曰く、我が日本に於ても亦然り、各自其好む所の教を奉るは自由なり、然れども日本は神佛國にして基督教と氷炭相反す、故に基督教は印度に於て利益ある可しと雖も、

日本に於ては宜しき所に非ずと。

殿下又一言を附して曰く、印度の副王は我が日本より放逐する所の僧を以て使節となし來らしむるの意甚だ異しむ可しと。譯官答て曰、ワリニヤンは先君主信長の時より日本に來り、其印度に歸るとき殿下既に其職を嗣ぎ、師父等を惠愛し之を保護する事先君主に異ならざるを聞き歸りて之を副王に告げたり、故に今副王使節を遣るに、日本の事に習熟せざる者よりは寧ろワリニヤンを遣るに如かずとなし、且ワリニヤンの使節となり印度を發するとき、未だ日本に在る教師等が殿下の意に反れる事を聞かざるを以て之を遣したるなり。

關白殿下は此の如く事情の明瞭なるを以て大に悦び、印度副王に贈る可き物品を其席に陳列せしめたり。其物品は數種の武器にして、其中日本鍛冶の刀に華麗の裝飾を施したる者あり、譯官は之を見て大に驚感せる如く盛に之を稱譽せり。是れ殿下は常に人の尊敬稱譽を受くるを好み、又其外を望まざるを知り、故に此の如く稱譽したるなり。

此會話は諸人をして向後殿下の基督信者等を憎まざることを知らしむるに足れり。偕て京師の市尹はロデイリゲ師に語りて曰く、子の殿下に接するの語は寔に妙を得たりと云ふ可しと。師父答て曰く、ワリニヤンが困難の狀は實に心痛する所なり、願くば公の周旋に由て、佛徒の手を借らずして作る所の答書を得んことを欲すと。市尹答て曰く、吾は二心を有する者に非ず、

吾が愛する所の者は到底之を善遇し、決して之を窘するを欲せず、願ふに此答書を換ふことは現今に於ては甚だ難しとす。然れども吾が力の及ぶ程此事を周旋す可し、唯吾が望む所は即今教師等の公然として説教することを停め、師父等を質として長崎に止め置く可し、若し吾が言に従はば永久親友となり互に幸福を得可きなり、若し此言を聽かざれば吾れも亦師等の爲めに罪を殿下に得て、親友變じて仇敵となるも圖る可らず、暫く耐忍して殿下の不諱を俟たば、諸事師等の志の如くなる可しと。市尹の此説論は實に基督信者等の望を鞏固ならしめけり。

其後ジャカンはロデイリゲ師に會し、前の敵視したる者變じて親友となりし如く、師に告げて曰く、殿下が君と會話せるの後は其心全く一變せり、前に殿下が使節を疑ふは奸臣等左右に在りて常に誘惑し、専ら師父等を憎ましめたるを以てなり、願くばワリニヤン大師に傳語して、配下の教師にシモに在る基督信者等の熱心甚しき所行を和げ、靜謐を守り、公然説教することなかれと命じ、能く此の如くせば暫時の間に諸事體面を變改し、殿下も亦師父等の恭順なるを見て、終に基督信者等を惠むに至らんと云ふべしと。而してジャカンは又他の説論を爲せり、其説は從來基督信者の仇敵たるもの、變じて親友となりたる事を信せしむるに足る者にして、其成果も終に其言の如くなりし。抑々此の仇敵の變じて好友となる所以の原因は、ジャカンの家臣一人長崎に居る者あり、此者佛徒たりと雖も甚だ好人にして師父等を愛し、之に約するに己

れの主人に基督教の徒と和親をなすことを奨励するを以てし、常に其主人に報じて云く、師父等の長崎に在るは實に肝要の事なり、若し師父等居らざる時は貿易も追日衰微す可く、葡國人も亦終に來らざる可しと、是れに由てジャカンも覺る所あるなり。

此年千五百九十二年關白殿下の一子二歳にして天せり。之を救んが爲めに佛徒は佛に供養し、種々祈禱すと雖も遂に其効なし。此に於て殿下は佛僧及び其宗教を誹譏するに至れり。其葬禮の儀式は頗る壯麗を極む。京師の市尹は此機に乗じ殿下に印度副王使節の事を發言して曰く、使節臣に告げて云ふ、殿下の答書は印度副王に呈し難し、若し葡國人と貿易を盛にせんと欲せば、書翰を改作せざる可らずと。

殿下は此言を聞き怒色なく答書改作の事を許可し、十人の師父を長崎に止め置く事も亦承諾せり。此に於て殿下はロデイリゲー師を召し改作せる答書及び物品を付與せり。其答書の文意は、殿下印度副王と縝密の懇親を結び、日本人と葡國人とは同國一體の人と看做す可し、師父等に於ては毫も怨懟す可きことなく從來篤實の行あるものなり、然れども其奉ずる所の宗教は日本の宗教と相背けり、何となれば日本の宗教は政治上に於て大に關する所あればあり、葡國人と我が日本人との貿易は益熾盛ならんことを望み、又葡國人日本國中に於て何れの地方を論せず、望む所の地に住居するを許す等の事なり。

殿下は此事をロデイリゲー師と久しく話説したる後、師に暇を賜ひ、市尹はワリニヤン大師に書を贈て曰く、殿下師父十人を長崎に留むるを許可したれば、事の全く恢復するも亦瞬間に在りと企望す可きなり、然れども宣教師等は其の職を慎みて盛大にせざらんことを要す、是れは却て將に成就せんとする事を敗るを恐れてなりと。殿下の答書を改作するは實に一奇蹟と云ふべく、此答書は之が爲め更に一紙を製し、長さ二尺幅一尺にして、縁は金銀の花數種を以て粧飾し、之を日本風に巻き、一端を封じ、一端を開き、美麗に刺繡したる緋天鵝絨を以て覆ふたる匣に入れたり。

宗教は此の如き勢なるに際し、關白殿下は支那を奪領せんとの企望を起せり。此容易ならざる遠征の目的は前に説きたる如く、殿下の死後に至り神の位を得て日本の大豪傑として祭られんとを欲するに在り。此企望を遂げんとするに先づ預め偉大の事業を立んとを欲してなり。

關白殿下は益々大業を擴張し、フィリピン諸島を領する所の葡國人をして己れを其君主と認め入貢せしめんと企て、葡國人と貿易を開くも元來其歳人を増益せんが爲めなり。然れども殿下の欲望は利益よりも名譽上に在り、勇略武功を以て神と仰がれんことを望み、非常に尊榮を極め、萬國を足下に踏んと希望せり。故にフィリピン諸島の領主に驕慢の書を贈り、己れを仰ぎ君主として臣事し、其船は從來の旗章を撤し我が旗章を立て、臣と稱して毎歳貢獻すべし、

若し命に従はざれば島主及び島民等を悉く屠戮す可しと云へり。此書を贈るは千五百九十一年なり。島主の殿下に答る所の如何は之を後に見る可し。

其他の企謀は己れの英名を不朽に輝かさんが爲めに支那を征服せんとする事なり。日本は支那の大國に比すれば僅に一握に過ぎず、此の小國に在て此の企謀を爲すは實に無謀の舉と云ふ可し。支那に兵を進むるの前、支那帝に書を贈るも亦**フィリピン**島主に贈る所の文意の如く其貢獻を命じければ、支那人は急に之に抗するの勢なく、唯時機を待たんとして使節を關白殿下の許に遣れり。此の使節は**ワリニヤン**大師の京師に至る前に同地に達せり。然れども殿下は其遣使を憚らず、直に兵を支那に進めんと決定せり。千五百九十二年の初に當り國中の大小侯伯年賀の爲め京師に来る時、殿下は此企謀を告げて曰く、若し敢て諫むる者あらば何人を問はず必之を殺さん、我が子と雖も決して赦さずと。

此の企謀は侯伯中異議ありと雖も、驕傲なる殿下は遂に此の事を決し、一は奪掠を恣にせん爲め大軍日本海を出航せんとし、一は基督信者の勇を恐れ之を滅せん事を謀り、之を戦闘の用に充て戦死せしめんと欲し、若し支那を掌握せば基督信者を驅て支那に移住せしめんとす。曾て**ドムプロテー**に語り汝を以て支那の大君と爲んと欲すと云へるも此意にして、實に日本に於て前代の君主も己れを神佛の上に置かんと欲するは未曾有の事なり。

此の企望を遂げんとして其戦闘に充る人員の名簿を編成せしめ、シモの軍隊中に於て四將を命じ、二人は基督信者、二人は佛徒なり。其基督信者の一人は**ドムオーギユタンジャ克蘭**とにして、之れを以て大將とし、一人は甲斐守と稱し豊前國主**ドムシーモンコーデラ**の一子にして年甫めて二十三歳なり。佛徒の二人は**トロノスケ**及び**イコノカミ**なり。**ドムオーギユスタン**の軍は有馬、大村、對馬、天草の四國主其他基督信者たるの諸侯合して二萬人、隨從の者と船手の數は此れに加算せず、然れども必之に比す可きか或は超過す可し。甲斐守の軍には豊後加賀の兩國主(加賀の二字疑はし、姑く原文に依る)及び**ドムポール**其他の諸侯ありて、各兵二萬を率ゆ。此の基督信者たる兩大將は其の位階己れの部下の將より下等なりと雖も、殿下特に命じて之れを指揮せしめけり。

其他日本の大小侯伯集會の命を受け、期に及び盡く會し、總軍兵卒船手及び其他の職工合せて三十萬人、而して支那を攻むるは何れの地方よりせんかと議し、諸説紛然一定せざりしが、終に高麗より侵入するに決せり。

肥前國の一城那古耶と稱する所に軍事會議を設け、此地に於て殿下は城壁を二重にし、溝塹も亦二重にして、壯麗なる宮殿を建て此に居り、事の成敗を監し、且軍令を布き、時機に隨て應援せんと爲せり。

殿下も軍兵を指揮し親征せんとするを以て、征戦の間日本の政治を其姪に委し事を決定せしめ、之に官位を授くるは天皇の命なるに因り、之を天皇に奏し速かに其命を得たり。此を以て殿下は自ら太閤と稱し、關白の職を其姪に譲り、以後殿下を太閤と稱し、姪を關白と稱す。此の如く顯然名號を改ると雖も、其實依然として獨り自ら大權を掌握せり。其全く譲る所の者は唯其位祿及び京師の居城宮殿のみなり。而して太閤は新市街を開き、古來未曾有の壯麗なる宮殿を建築せんことを決定す。此地は京を距ること一里許にして伏見と名づくる所なり。太閤那古耶に赴くの前既に其圖を畫定し基礎を排列す。此れに由りて之を觀れば、太閤の高麗に赴くは其素志に非ざるを知るべし。

然れども太閤は陽に宣言し、自ら諸軍を指揮し軍威を助け共に航海せんと云へり。其隨行の諸軍は甚だ之を悲歎す、蓋國家を抛ち、妻子を捨て、海を越へ異郷に入り、古來比類なき無謀の遠征に従事し、幾多の危難を冒すに非れば決して成功に至る可らざる事を思ふてなり。然れども太閤の怒に觸れ罪を得るを恐れ、已むを得ず其令に従ひけり。諸軍既に那古耶に聚り、太閤も亦此に至り、**ドムオーギヌスタン**に先鋒を命ず。**ドムオーギヌスタン**が此命を奉ずるは實に榮譽の大なる者なり。此人従前未だ眞の官位を得ざりしに、此に至り始て大將の官を得たり。然れども太閤の基督信者に命を下したるは信者等に於て甚だ危険と云ふ可し、何となれば此遠

征中に於て其過半は死を免る能はざればなり。

高麗の國たるや一方は支那に接し、僅かに幅三里の河一帯を以て隔てたる半島にして、其餘の周圍は皆な日本海なり、其幅員南北百五十里、東西六十里、日本と相距ること僅に二十五里、住民の言語は自ら一種を爲し、支那に従屬して毎歲貢獻し、其法律を遵奉し、其風俗に模倣す。此に高麗山と名づくる一島あり、周圍皆山にして之に近接すること甚だ難し、其餘は皆平遠にして米麥及び其他要用の食料を産す。其他最も商品に適する物は絹麻綿の三種にして、金銀鑛も亦少なからず。人種は稍白哲に近く才能ありて勉力に耐へ、其船は日本船に比すれば頗る大にして且堅牢なり、然れども兵器は唯弓箭のみを用ふ。蓋日本に比すれば剛武の人に乏しく、日本の兵器は槍刀弓箭及び火器の類枚舉に堪へざるなり。

其國王は人民非常に之を尊敬し、王常に**シヨル**と名づくる都府に居住し、日本に界する地に非れば城壁を設る所なく、絶て外國人と貿易せずと雖も、唯日本對馬の人民のみ交通す、對馬は高麗と距る三十里なり。

太閤は未だ事を舉げざる前、高麗王の許に使を遣はし、支那を伐つ爲め道を假らんことを問ふに、高麗王之を拒めり。故に軍を發し**ドムオーギヌスタン**に先鋒を命じ、其餘の兵は對馬に留り、其勝敗を待つことを命せり。**ドムオーギヌスタン**は戦隊を率ひ、舟八百艘に駕し釜山海

城に到る。釜山海城は高麗國中の最も堅城なり、豫め城兵六千人餘を以て之を守り、敵の至るを聞き拒守の爲め入城する者亦甚だ多し。偕て高麗の兵は海濱より城に至るの途上敵の騎兵を防ぐ爲に釘を布き、城壁の周圍は總て塹あり、壁上に二千許の兵を出して、頻りに矢を放ち堅守せり。

此の如く防禦すと雖も**ドムオーギユスタン**は勇を奮て容易に攻め近づき、守將に説き降を勧めければ、守將答へて曰く、我が王命あらば則ち降らんのみ、先づ命を王に請んと。**ドムオーギユスタン**は僞て其事を聴く者の如くし、夜半不意に起て之を襲ひ、午前四時に發して八時に達し、木石土塊を投じて塹を埋め、飛梯を造り以て城壁に逼る。城兵も必死を期し矢を放ち之を防ぎたれども、日本の兵驍勇比なく、各々奮て進前し小銃を放ちければ、高麗人は銃丸に慣れざるを以て驚愕辟易し、城壁遂に陥りたり。日本兵は直に城上に日本の旗を立て守將を殺し、終に殺戮を縦にして此城を奪ひけり。

ドムオーギユスタンは第一戦に此の如き勝利を得、又轉じて他の城を襲ふ。此城は釜山海城を距ること三里許にして**ホキナンジ**と名づけ、城兵凡そ二萬人、防禦頗る堅し。然れども日本兵は前勝に因り勇を倍し、且既に敵兵の弱きを知得するを以て、更に城兵の防戦を意とせず、**オーギユスタン**自ら劍を手にして先登し、衆兵之に次で皆な城に入り、奮撃突戦、城兵を殺す

こと五千人に及べり。

此二度の勝利に因り大に高麗人を恐怖せしめ、王城に赴く途中の五城は徒に風を望て潰散せり。**ドムオーギユスタン**は高麗人の此の如く狼狽するを利とし、直ちに都府**シヨル**に向ひ進撃し、二萬の敵兵と交戦し又之を敗り、殘餘の敵兵僅かに三千に至れり。

此數回の大勝利を以て**オーギユスタン**は益其勇を倍し、全國を征服するも他の援兵を要せずして足る可しと思ふに至れり。既に云ふ如く、太閤は前に諸軍を指揮せしめんが爲めに四將を命じ、其中二人は基督信者、二人は佛信者なりしが、基督信者を以て高麗進撃の先鋒たらしむ、其命を奉ずる者は則**ドムオーギユスタン**にして、佛信者は必共に對馬に留り、其軍勝敗の報を得て然る後赴援す可しと命じけれども、佛信者の一人**トロノスケ**は對馬に在りて更に報知を得ざるに由り、此遠征の功獨り**オーギユスタン**に歸す可しと思察し、此事を那古耶に在る太閤に訴へけるに、太閤は其性過激なれば大に怒り、直に佛徒の二將を發して高麗に赴かしめんことを命じたり。

此命令を下すに當りて**オーギユスタン**が二城を抜き其他數度の勝利の報を得て、太閤は初めて怒り頓に解け、大に感賞し喜悅に堪へず、**ドムオーギユスタン**の稱譽を播傳せしめんが爲に揚言して曰く、凡そ日本國中に於て**ドムオーギユスタン**と名を均ふする人傑は有る可らず、余元

來彼を知ると雖も未だ此の如きの俊傑なるを知らざりし、先君信長と雖も亦余と見を同ふす可し、余は多年の間大軍を率ひ漸々日本を征服したるに、余が驍將ドムオーギュスタンは僅かに一旅の兵を以て異邦に横行し、瞬間にして其大半を余が掌握に歸せしめたり、故に余之を賞するに廣大の封土を與へ、位は余に次で國中第一等に居らしむ可しと。又一言を付して曰く、此喜悅は殆ど余が死兒の蘇生したるが如し、オーギュスタンを誹謗する者あらば、何人を論せず直ちに之れを逐ひ罰に處す可しと。

此一言に因てオーギュスタンを妬忌せる者皆其口を閉ぢ、而して太閤に媚び彼を稱譽して無上と爲せり。此の話中ジユードー右近どの、親友一人其坐中に在りて、適く右近の事を言ひ出だし之れを稱揚しければ、太閤其言を聽て曰く、汝の言實に然り、余が右近を知るや他の衆人に勝れり、若し彼を誘ひ來る者あらば則ち余必彼れを延見すべしと。玆に於て急に使人を發せしに、右近は使人と共に來り其宮殿に入るとき、太閤之を見て云く、余の汝を見ざるや甚だ久し、現今汝を用ふる所あり、汝能く之れを奉ずるや。右近謹んで之れに應じて云く、固より願ふ所なりと。兩日を過ぎ太閤は他の兩諸侯と共に右近をカンサキに招き饌を賜ふ。抑も此の會に與かりし人々は皆太閤の親信人のみ。爾後右近の職務任用等都て舊に復せり。太閤の前後接遇の殊異なること恰も兩個の人の如し。

然りと雖も右近は眞神の妙理を知得せるを以て、天地の廣大を以てするも敢て其心を動かすに足らず、且つ太閤の性情を熟知し、故に接見の間應答の妙なる之れを譬ふれば火邊に坐するが如く近きに過ぎず、遠きに過ぎず、常に能く中を執れりと。此の話は右近がワリニヤン大師に贈くる所の書翰の意旨なり。

此際ドムオーギュスタンは進路に當りて抵抗する朝鮮の兵を悉く逐斥して大に軍旅を進め、都城に近づき之れを圍まんと志を決せしが、同時朝鮮征討の命を受け九州の兵を引率したる諸將中の一人トロノスケは朝鮮に上陸し、部下の兵を従へ直ちに來りてドムオーギュスタンの兵に合し、自ら先鋒たらんと欲す。然れどもドムオーギュスタンは太閤の命を得て先鋒たるを以て、何人たりとも之を譲ること能はずと抗論するに由り、トロノスケは黙止して後陣に列せしが、是れトロノスケをして大に憤懣せしむるものなり。

都府に向ひ兵を進むるに當り、斥候の者は七萬の騎兵を以て編制したる朝鮮の大軍に行逢ひ、ドムオーギュスタンは亦大に驚駭せしが、部下の兵恐懼の色を見はすに由り自ら勇を奮ひ衆を勵まして曰く、敵兵を壘粉する乎或は戦死する乎の二者あるのみ、又芳名を千載に留むるは此一舉に在りと。而して直ちに突戦せんと欲し、士卒の銳氣を奮起せしめ陣を整頓し、軍旗を持するの士官等に指揮を誤まること莫らしめけり。朝鮮の軍隊は日本の兵を圍まんとし彎月形

に陣を布く。然るにトロノスケは兩軍相接するを見てオーギユスタンの陣に合すべきに、故意を以て部下の兵を率ひて退陣し、ドムオーギユスタンを敗績せしめ、其全く危険に陥るを待ち、之れを救援して大勳功を占んと決心せり。然れども勇武なる軍將オーギユスタンは更らに之を意とすることなく、軍旗を翻がへし兵を指揮するに、前隊鯨波を揚げて衝突し、敵陣を縦横蹂躪し、敵兵の合するを見れば復た之れを衝き、此の如きと三回にして、戦闘時を移し殘酷を極めしが、終に朝鮮の大軍或は傷つき或は怯れ之れに抗すること能はず、先を争ふて敗走し、戦死する者八千、終に遁逃して川を渡り、溺死する者其數を知らず。

朝鮮王は其軍敗績するを見て、武庫及び糧倉に火を放ち都城を棄て支那に遁逃せり。ドムオーギユスタンは此勝利を得て都城に進軍するに之れに抵抗する者一人も無く、容易に城中に入り、軍旗を壁上に建て、劇戦に疲労し且饑渴したる兵士の銳氣を養ひ、又直ちに日本に急使を送り新捷を報せしむるに、太閤は僅かに二十五日にしてドムオーギユスタンの一軍を以て攻取せし一大國を得るを欣喜し、屢々其功を稱し、政廳に於て三人の大諸侯に命じ慶賀を述べしめ、又鄭重を極めたる褒書を下してドムオーギユスタんに送り、其希望する所に越えて勳功を賞すべきを約し、且彼れを尊敬し及び己れの満足を表章して良馬一頭名刀一口を賜へり。是れ君主の家臣を賞するに尤も貴顯なる賜物なり。此大勳功を奏して以來、日本全國ドムオーギユスタ

ンの英名を稱揚せざる者なく、其譽日一日より高く、政廳に従事する諸人は居常人の善事を舉ぐるを欲せず、功業己れの上に出づる者ある時は求めて之を毀害せんことを欲せしが、ドムオーギユスタンの功に於ては政廳の待遇優渥なることを慮り、太閤に語るに唯オーギユスタンの功勞を以てし、之れに應ずる賞與あらんことを求め、各相競て或は其才能を賞し、或は勇武幸福を讚嘆せり。

太閤も亦同じくドムオーギユスタンの功勞を語るを以て娛樂となせしと雖も、凡そ他人の國家を篡奪したる暴君は總て勇武の人を嫉み、或は己れの惡業に報るの人とし、或は己れの職位を覬覦する者とする如く、太閤もドムオーギユスタンを常に基督信者にして今回朝鮮の征討に名望を得たるを以て、終に己れに反し基督信者の主長となり、日本全國を篡奪せんことを畏れ之れを忌み、終に之れを除かんことを決したり。茲に太閤の計謀を案じ名義を設くるの如何を見る可し、其語に曰く、

ドムオーギユスタンは支那及び朝鮮の國主となるを得可き乎、或は敵の爲め敗績を取る可き乎、若し敗績せば予之れを死に就かしむべく、若し勝利を得ば日本の基督信者諸侯を朝鮮及び支那に移して其國政を附與すべし、然らば則ち此幸福を得るの後、他に望を有すること無かる可し

太閤の謀慮斯の如くにして之れを寵臣等に語りしが、是れ九州一般をして大に憂歎せしむる者なり。

太閤は嘗て海に航して朝鮮に至らんことを語りしが、又ドムオーギュスタンに書を贈り、朝鮮の都府に一の宮殿を經營せしめ、且攻取したる國を諸將と共に分配すべきを命じければ、ドムオーギュスタンは此令を奉じ、自から支那國境に近接するの地を選び、其距離僅かに二日程なるペーアン(平安道)と稱する大都府に居所を占め、トロノスケはタルタールに向ひて進み、各其戒嚴警固の爲め許多の砦壘を築き、攻撃及び防守の爲め其兵の足らざるを以て、速かに援兵を送られんことを太閤に請願せり。

太閤は日本の不平黨が叛逆すべき方便を悉く除去せんと欲し、其十五萬人を朝鮮に渡海せしめ、ドムオーギュスタンに命ずるに尙ほ近衛の兵五萬を遣り、之れに將として自ら朝鮮に至らんと欲す、故に船舶を返還すべきを以てせり。是れは太閤の眞意に出るに非らず、唯外見を飾るのみにして、其實ドムオーギュスタンの軍隊再び日本に歸るを妨げ、饑餓困難に陥り死に就かしめんと欲するに在り。然るにドムオーギュスタンは之を察識する能はず、命を奉じて千餘の船舶を返し、其長崎港に達するに當りて、太閤はドムオーギュスタンに書を贈り、將さに船舶を整へんとするに臨み、諸侯大臣等強ひて來春に至るまで此渡海を遷延すべきを乞ふに由り、

且氣候の定りなきに際し風浪危険の恐れ有るを以て、暫く出發せずと雖も、嚴冬を過ぐるや直ちに自ら兵に將として朝鮮に到り面晤すべきを告げ、り。

前條の如く渡海を遷延し、太閤は京都に歸還するの装を爲せしが、此時適々ヒリビン島の奉行より遣したる使節那古耶に達せり。偕て朝鮮征討の初めに當て太閤はヒリビン島の奉行に書を贈り、且己れを君主として奉戴すべきを告げしは既に前に記載せしが、ペールウリニヤン大帥は之れを傳聞し、日本の事實を報知せんとして直ちにヒリビン島の都府マニールの基督教會學校長に書を贈りしに、學校長はヒリビン島奉行の許に到り面謁して、即今日本基督教の甚だ衰頹に赴きしを破滅に至らしめざる爲め、太閤を尊崇し宗教の危険を免かれしめんことを強て請願せり。然るに奉行は此の建議に關せず、使節として配下の一人を日本に遣り、之れに命ずるにヒリビン島の奉行は太閤より贈りたる一書を領收すと雖も、其書眞に太閤の手に出たるや否やを確信すること能はず、故に今此れを明瞭ならしめんことを欲し、今回此使を遣るを以てし、尙ほ奉行は太閤に疑問すべき箇條多しと雖も、將來の如何を深察することなく唯其一箇條を告たり、是れは方今長崎に駐在する基督教師已に書を贈り日本の状態を報知することなきを以て、太閤の書翰の旨趣信す可らずとの事なり。

使節は西班牙人にしてルーブツリヤノーと稱し、サントミニツク派の僧ジャン・コポー之れ

が随行たりしが、日本に到り薩摩の島に投錨し、此地に於てカスチランと稱する西班牙人に邂逅せしに、此人は葡萄牙人に對し恨を懷き大に憤懣せり。其所以は嘗て葡萄牙人に負債ありて之れが爲め悉く商賣品を收入せられ、之れを太閤に愁訴せしが、太閤は訴訟の事實を糺問せしむる爲め官吏を長崎に遣り、原告被告を徵召して糺彈の後、雙方共に信服せる本國の裁判官之れを處斷するに至る迄は、暫く葡萄牙人商品を收入すべき理ありと判決すればなり。

爾來大に失望したるカスチランはワリニヤン大師及び教會諸師に告訴し、葡萄牙人等の收入したる商賣品を返附すべきを説諭せられんことを歎願せしに、師父等は日本官吏既に判決せしに因り、或はカスチランの所願を以て理ありと爲さるるに因り、其希望する所を採用せず。此に於てカスチランは又大に師父等を恨み、葡萄牙人等と共に害に陥らしめんと其志を決し、太閤殿下の許に赴き愁訴せんが爲め船に乗り、薩摩の島に到りて、ヒリビン島奉行よりの使節及び隨行の僧に面會し、之れに向ひて大に葡萄牙人及びワリニヤン大師等教會師徒を誹謗し、且太閤に謁見して爾來長崎に於て貿易上に關したる諸事を告訴せんと欲するを告げり。

此れより相伴ふて那古耶港に到り共に太閤に謁見し、使節はヒリビン島奉行の書翰及び献物を奉せしに、其時は朝鮮征討の爲め兵力を盡くし、既にヒリビン島に對し兵端を開く等の勢なきを以て、太閤は直ちに獻物を受納し書翰を誦讀せしめたり。然る後カスチランは太閤に報告

するに、葡萄牙人は長崎港の領主の如く威權を振ひ、又貿易上の利を占むるも獨り葡萄牙人にして、暴虐を以て他國の入港する諸商人を恣に處置し、且太閤の臣下を毀害し、太閤の法度制禁に戻り、歐洲の基督教師を藏匿保護する者は皆な是れ葡萄牙人なることを以てす。太閤は此言を聞き、即時人を長崎に遣り、教師及び葡萄牙人を捕縛せしめ且悉く之を死に處せしめんと激怒せられたり。

太閤は新たに長崎奉行を命じて之れを遣り、其人長崎に到るに當りて、基督寺院教師の居宅を破壊し、其材を那古耶に輸送すべしと命じ、且西班牙人の訴訟に就て劇しく葡萄牙人を糺問すべきを命じ、其後ヒリビン島の奉行に贈るに従前より更に粗暴倨傲なる書翰を以てし、之れを使節に附與して放還したり。偕て長崎奉行の到るや、直ちに太閤の命に従ひ基督僧徒の寺院家屋を破壊し、其材木を那古耶に送らんが爲め船に積みしに、長崎市街に於ては尙ほ基督宗教を奉ずる者多きにより、其愁傷譬ふるに物なく、又基督教師は雨露を凌ぐ可き居所なく、已むことを得ず恩惠養育院に退居せり。

此の悲歎すべき災害を施して後、長崎奉行は葡萄牙人等を咎むるに、前にカスチラン及び他の西班牙人等を恣まゝに處置したる事の不正なるを以てせり。然れども種々糺問の後ち、却て原告カスチランの不正及び其太閤を欺きたるを發覺して街衢に布達し、之れを太閤に報じ、不

正讒謗の西班牙人を罰せざるべからずとす。然るに上帝も亦早く此等に冥罰を下さんことを欲するに似たり。何となれば此讒謗反問の**カスチラン**は己れの船薩摩に在るを以て此地に赴かんとし小舟に乗りしが、暴風に會し、海岸近傍に在りと雖も其舟水底に沈没し遂に溺死を致し、又此悪人の談話に關し、且之を太閤の目前に伴ひたる**ルーブツリアノ**及び僧**コボ**も亦災害を受け、日本より**マニール**に歸航の海中に於て難風に會して溺死せり。畢竟這般使節の結果たるや、基督教師の寺院家屋の破壊並に宗教の損害を致したり。

千五百九十二年**ペールウリニヤン**大師は太閤の印度副王に贈る進物を齎らし印度に歸らんが爲め、船長**ロツクツメロー**の船に乗らんとす。然るに基督教師等は大師の出發を傳聞し、之れを訪ひ旅行を祝せんとして長崎に群聚し、其内信長の女を娶りたる人にして宗教困難の前に當り灌水の式を受けたる**カミノン**などは、長崎の寺院は既に破毀せられたりと雖も之れを拜することを得て大に喜び、且大師に向て告げて曰く、**ヒリビン**島の使節太閤に謁する時、幸に其席に在りて、**カスチラン**が己れも基督教を奉じながら同宗人を愁訴讒謗するを見て大に驚歎したりと。實に**カスチラン**の所行は惡むべく、**カミノン**のと雖ども若し宗教疑固の心を有するに非らざれば、亦彼の愁訴讒謗の爲めに眩惑せらるゝに至るべし。

ドムマンシオーは佐賀侯を同伴して**ウリニヤン**大師を訪問せしが、侯は其談話を聽き歡喜

て基督教者たらんと欲せり。然れども侯は基督教者と爲るに其所行の困難如何を尋問するに因り、大師之れを明解せしかば直ちに改心し、大師の出發する前其の手を以て灌水の式を與へられんことを請願せり。是の宗教危殆の時に際し此の如く驚讚すべき改心の事あるは、又基督教の恩惠功德を徴すべし。

此の歡喜すべき洗禮を行ふて後、大師は長崎在留の基督教師等に別を告げ、**ペールゴメ**師をして日本の**プロワンシヤール**職を襲はしめ、凡そ二年間に於て二萬人に洗禮を施し、百五十ヶ所の寺務を奉じたる百三十人の基督教會僧徒を日本に在留せしめ、又百七十人の少年を學校に留め、新たに日本に渡來したる**ペールプロエ**一人を伴ひ、印度に向つて發船せり。此後再び朝鮮の戰鬪如何を記載すべし。

偕て遠征の諸將は數回の戰勝に因て朝鮮國王既に太閤の威權に降伏せる勢なるを以て、支那攻掠の事は暫く放棄せられしに、天下の事は固より一定不動の理なく、上帝は太閤の傲慢心を抑壓せんと欲して、彼の企望したる大計も煙の如く消散し、且朝鮮國をして日本兵士の葬地と爲らしむるに至れり。其變化の瞬速なること下文に因て了解すべし。

ドムオーギユスタンが冬間滯陣の爲めに**ペアン**城に據りたる迄は既に記載せり。此**ペアン**城は一州の首府にして、周圍には堅固の壘壁ありと雖も、其壁甚だ低く十尺に足らず。然るに日

本兵の此城に入るや、朝鮮の兵支那の援兵と合して之を圍み、所々より飛梯を架し攻め登らんとす。然れども日本の守卒能く之を防ぎ、爲めに命を殞す者甚だ多し、**ドム・オーギュスタン**は敵の將を擒し之を太閤の許に送致せり。支那の首將は此の一敗により恐懼を生じ、**ドム・オーギュスタン**に向つて和議を乞ふに至る。其旨趣は支那皇帝使節を日本に遣り而して講和せんと約し、其決定のため二月間の休戦を乞ふなり。

此の講和の事は**ドム・オーギュスタン**能く其所以を觀破し、兵力整備の時間を得るための心意なるを知ると雖ども、彼れに答ふるには、講和の條目公正なるに於ては敢て之を拒まざるべしと云ふを以てせり。**オーギュスタン**の斯の如く答ふるは、已むを得ざる難事あるに因る。其事は此際城中兵器糧食共に缺乏せしに、朝鮮人は自ら其地方を劫掠して日本人を妨げ、所在武器糧食あれば自ら携へて山林に隠れ、之れがために日本人生活の道を絶し、過半飢渴の爲めに死を致せばなり。**オーギュスタン**は此困難の景況と兵卒減少の情實を太閤に具狀すと雖も、唯回答あるのみにて、請ふ所の物品を寄送することなく、縦令糧食若干を輸するも、朝鮮人は能く土地山川の利を熟知し所々に伏兵を置き、必其奪掠する所と爲るべし。管陸路運送の食糧のみならず海路も亦然り、其然る所以は朝鮮の船は日本の船より大にして堅牢なり、且運船の術に長じ、日本の糧船三百艘を奪ひ取りしこともあり。斯の如きを以て兵卒は過半城を脱走し日本

に歸らんとせしに、敵の斥候間斷なく巡察せるに因り、免るゝを得る者甚だ少にして、或は海邊に逃れ至るも日本に渡るべき船舶なく、皆朝鮮兵の殺戮を蒙り、此の戦争の始めより講和の條約を結ぶの日に至るまで、日本人の此地に死せし者總計五萬人に上ると云へり。

士官たる者此の困難を歎じ、就中始めより遠征を良策とせざる諸將は一層歎息に堪へず、此を以て敵の和を議するや直ちに之れを許せしなり。然りと雖ども敵若し不意に襲撃するも圖る可らざるを以て、常に戒嚴して怠らず、而して支那朝鮮の將は城中の形勢を察知し、無数の大軍を率ひ**ヘアン**城を攻撃す。**ドム・オーギュスタン**は城中に在りて、一目して城の保つ可らざるを知り、故に敵の陣前に突出し奮戦して殺戮甚だ多し。然れども敵は生兵を以て攻來るに由り已むを得ず退て城中に入りたり。敵直ちに之を攻圍す、因て城中も之に應じて抗戦すと雖ども、殆んど陥らんとするに至れり。

ドム・オーギュスタンは之を見れども敢て膽を落さず、兵士を率て豫め設置したる一の場合に入りしに、敵は之を追ひ來る。日本人は戰既に疲れ且兵卒減少すれども、大將其目前に在りて自ら指揮し、生死を一擧に決せんと嚴に之を勵ましければ、敵は其勢に當り得ず終に引き退きけり。此時**ドム・オーギュスタン**は忽ち突出して獅子奮迅の勢を爲し、敵を尾撃し郭外に至りて止む。此激戦の後士官大將の目前に至り告げて曰く、此の三日間の大戦争に由り、衆卒過半は傷

を負ひ或は疲労し、此後一戦に堪るものなし、加之糧食兵器も乏しきに由り、前日新たに築造ありし砲壘に退き精兵を増加するに如かずと。ドムオーギュスタンは此議に従ふを欲せずと雖も、勢の已むを得ざるに因り、城の周圍に火を放ち煙に乗じて此地を退去し、終夜走りて天明に至り、漸く第一砲壘に達するを得たり。

此第一の砲壘は弱齡なる豊後の國主之を守衛せしに、其處置甚だ宜しきを得ず、大將オーギュスタンがベアンに於て攻め圍れたる由を聴き、既に害に逢ふと商量し、自ら第一第二の砲壘を棄て第三の砲壘に引退き、ドムオーギュスタンの軍は復た歸らざるものとなせり。是れに由てオーギュスタンの危難となり、其兵僅かに一日の糧を齎らし、沍寒の時節三日三夜積雪の中を奔走す。若し此時敵の攻撃に遇はば、恐くは一人も通るゝ能はざるべし。

ドムオーギュスタンは第三の砲壘に達せしに、豊後國主が精兵を率ひて茲に在るを見たれども、固より大度の大將にして真正の上帝信者なれば、決して其怠惰を咎めず。自から傷者を看護し、病者を療養せしめ、餓者も亦快復を得て、衆兵皆平常に復し、前日棄てたる砲壘を復し又精兵を従へ、再びベアン城に入りて殘年を送らんとす。

太閤は我が軍ベアン城に於て攻撃を受け、遂に砲壘に引退きたる報知を聞き、大にオーギュスタンの智略を稱譽し、而して豊後國主ドムコンスタンチンは一國の主たる才幹なきを以て其

地を沒收せり。元來太閤の怒甚しく、已に死に處す可かりしに、幸に恩免を乞ふ人あるを以て纔に生を全ふするを得、其身は山口王に責付せられ、従者は五人の外を許されず。然る後太閤は諸將に命じて云く、予冬間は忍んで出陣を止まるべしと雖ども、春を迎ふるに至らば汝等を從へて自ら應援すべしと。而して太閤もドムオーギュスタンの意と同く、支那朝鮮必再び攻め來らんと察せり。果して兩國の軍は日本兵の再び城中に入り鋭氣當り難きを知り、前に倍する多兵を率ひ來りて城を圍まんとす。ドムオーギュスタンは敵の來るを待つより、自ら出で、戦ふに如すと決心し敵を邀ふ。敵兵之を見て精神を勵し、國家のため又自家のためと奮激して戦を挑み、日本人は身海外の異郷に在り生還の路なければ、互に死を争ひ天性の勇氣を鼓し進み闘ひ、日出より暮夜に至り兩軍交綏せり。

此戦争は死傷互に相當り、孰れが勝利と云ふを得ず。既にして支那朝鮮の人々は若し武力を以て此戦に勝ち難くば、智力を以て挫んと思慮を定め、遂に和睦の事を兩國より發議せり。ドムオーギュスタンは畢竟此城の保ち難きを知る時なれば之を承諾し、數回の談判に因り決定に及びたり。其趣意は朝鮮より二員の使節を太閤の許に遣るべし、日本は今ベアンに在る軍を海岸に築造したる十二個の砲壘迄退くべしと。

支那の官人シユケキ(遊擊沈維敬云々)朝鮮の使節二名を伴ひ、ドムオーギュスタンより太閤に遣れる

事情報告の使者と共に日本に至らんことを懇願せり。太閤は此使節の事を聞き悦に堪へず、其理由は征韓の兵は已に整備せりと雖も、別に困難を來すも料る可からず、其出陣を止むるも固とより耻辱の事に非ず、又軍を異邦に出せば内國の防禦を解かざるを得ず、若し親征の後に至て紛亂を生ずるあらば亦大事と云ふべし、然るに此の和議の事成るに至れば其憂慮を免かるを以て、**ドムオーギュスタン**を愛するの念益々深く、巨額の金幣を賜ひ、加之官を進め祿を加へけり。既にして使節來りければ接待に善美を盡し、務めて華麗を主とし、或は戦争の演習或は演劇等諸種の遊戯を陳じて之れを饗せり。其和議結約の條款は左に述る如し、

第一條

朝鮮國八道**プロウアンス**の内五道を以て日本に割與すべし

第二條

支那國王は其女一人を日本に嫁し之を以て妃と爲し平和の約を固ふし兩國の交誼をして益懇篤ならしむべし

第三條

日本支那の兩國間に通商の道を開くべし

第四條

支那朝鮮の兩國は毎年若干の貢物を日本國の君主に捧げ以て其屬國たるの徴となすべし

第五條

此の回答を得るまで雙方戦争を休すべし

使節は告別の謁見了り、再び海に航して其の國に歸る。此時太閤は**ドムオーギュスタン**の將校の一人にして多年堅固なる基督信者内藤**ナイトン**どのを使節と共に支那に遣り、而して敵を恫喝して必平和の約款に調印せしめんため、朝鮮の海岸に別に十二ヶ所の砲臺を築造し、新に五萬の兵士を送り以て防禦に備へ、前に朝鮮に滯陣せし兵士は日本に回航せしめ、内國の鎮撫と自衛とに備へ、而して**ドムオーギュスタン**は總軍指令のために再び朝鮮に赴きけり。

基督信者の大將朝鮮に於て異宗人等と戦争せる際、内國には不信の徒長崎に在る基督宗徒に對し事を起せり。前きに説く如く、日本の風習として凡そ人齡十二歳に至れば、傭工胥徒貴賤を問はず皆刀を佩び、華美を此器に盡くし以て自ら悦ぶなり。偕て太閤の側に一の佛信者あり、尤も師父等を嫌惡し告て云ふ、**シモ**の基督信者は甚だ憎むべきものなり、彼れ等は多く武器を蓄へたれば、我が軍海外に在るの間尤も戒嚴せらるべきの時なり、且國中に彼等の黨與たる者少なからず、曾て禮拜堂を破壊せられたるを恨むこと甚だ深しと。此言遂に行はれ、太閤は常に内國の小寇は恐るゝに足らずとする人なるに、俄かに號令を發し、獨り長崎の基督教信者のみならず

シモ中諸王國の信者等も皆帶刀を禁せられ、若し此命に戻るものあらば悉く磔罪に處すべしと。憐むべし基督教信者等は命に戻らば一層罪名の重からんことを恐れて、皆其貴重せる佩刀を脱却せり。

然れども一の神佛信者をして基督教信者を困苦せしむることを許容するの天主は、尙ほ又諸事を従前に復せんとし、一神佛信者をして基督教信者を安撫せしむることを欲せり、此に由て諸事恢復するの時至るや如何を觀るべきなり。偕て西班牙人カスチランの暴悪非道を以て葡萄牙人等を告訴したる事件を裁決せしめん爲め、太閤が長崎奉行を任所に赴かしめしことは前に記載せしが、此奉行は寺澤と稱し、其人と爲り信義を守り廉直にして、原告被告の口供を糺問し、其事實明瞭なるに及んで、カスチラン及びヒリピン島の使節等の爲に告訴せられたる葡萄牙人の無罪なるを公告し、基督僧徒も亦一の罪科なく、全くカスチラン等の讒謗なることを明言せり。其後葡萄牙の一大船長崎港に到る時に當て、寺澤は前件等を太閤に稟告せんが爲め政廳に赴けり。然るに政廳の諸大臣太閤の目前に於て、葡萄牙人の貿易は日本國に重大なる利益を來すの要件を商議するを以て、寺澤は公言して曰く、歐洲の教師は即ち葡萄牙の教師にして、其行の正しきを以て長官及び教導職となる者なり、若し葡萄牙人中に不和を生ずることあるに當らば之れをして親昵ならしめ、不義の賣買を禁止し、或は不正の所行あらば之れを改良せしむ

るを職務とせり、故に若し歐洲の教師を日本内地に在留せしめざる時は、葡萄牙の商人も亦日本に來船すること蓋期すべからずと。

太閤は長崎奉行寺澤の語を聞くと雖ども只默然たるを以て、諸大臣も亦之れを可否すること能はず、此に由て寺澤の語は全く無用に屬したり。然れども數日を歴て後寺澤は更らに太閤に拜謁を乞ひ、其意を陳述して曰く、臣嚮に歐洲教師の行狀を探偵し、葡萄牙人等の事由を糾問し、貿易上に關する諸件を處するに嚴規を以て定むべきの命を奉じ、長崎に赴きたる職務を奉行せり。葡萄牙人等は西班牙人等の告訴する事由と全く相反して一罪なく、教師等は賢才にして恭敬柔順、其所行更に命令に背戾する者なく、又殿下の命に従ひ印度副王の答書の來るまで質と爲り拘留せられたる十人の教師は居住すべき家屋なく、已むを得ずして身を病院に寄せ、決して之を怨望せず、此の如き粗暴の待遇を受くれども能く忍耐したり、若し日本に於て禮拜堂を再建するの許可なく、基督教教師に家屋を興へざれば、葡萄牙人等再び來ること無しと決心せりと。

太閤は甚だ穩和にして此語を聞き、寺澤に向て曰く、汝の謂ふ所理に當れり、又教師の居室を營み、葡萄牙人等基督寺院を再建するも亦之を可とす、然れども居室寺院を建築するの費用は各其自費たるべしと。此新報長崎に達するや、基督教信者の歡喜欣抃得て記し盡すべきに非ら

す、寺院は直ちに再建し、経費は各競ふて出金せり。偕て寺澤は將來の貿易を連綿永續するには、葡萄牙の船長をして太閤の殿下に到り賀せしむるを以て策の得たる者と思慮し、直ちに太閤に請願するに、葡萄牙の船長は這般葡萄牙人及び基督教師家屋寺院を建築するの許容を辱ふするの恩恵を謝せんが爲めに参賀し、且基督教師一人之に伴ひ恩謝を表せんと希望す、知らず尊旨に適すべきや否やを以てするに、太閤は之を許可しければ、即ち船長及び教師は殿下に赴き謁せしに、太閤は日本に於て最大の交誼を表する一物たる茶湯を以て二人に賜へり。

長崎の基督教徒等は寺院再建の許可を得て大に歡喜せしが、豊後の基督教徒等は國主コンスタンチンが所領を剝奪せられし以後太閤の所轄となり、神佛信者の奉行等此地に来るを傳聞し、非常の悲嘆に沈めり。之れ日本の風習として、國主の貶謫せらるゝに當りては、其親戚、大夫、諸士及び兵卒僕婢に至るまで職務俸祿給料を受くる者は悉く君主と不幸を共にし、從來所有の權利を亡失すべきを以てなり。豊後の貴族諸大臣等は朝鮮征討に赴き家に在る者なかりしが、其妻子等は悲嘆の聲を發し、各其貴重の所有品を携へ他國に移轉し、國內處として混淆雜沓せざるはなし。偕て薄命なるコンスタンチンは嘗て太閤の令に畏服し、其爵祿を保存せんが爲め自ら基督教徒を放棄し基督教徒等を毀害せしが、今日に至り終に所領を剝奪せられ、但該に所謂只刀劍甲冑のみを有する一兵卒の状態となれり。斯の如き所以の者は實に眞神に隨從せざるを

以て神罰を蒙り、遂に貶謫の命を受け、已むことを得ず先考の大敵たりし山口の領地に移轉せり。善良なる故豊後國主は生前屢々コンスタンチンに此不幸を先言して謂へることあり、曰く、若し天主の恩恵を仰がずして人の恩恵を願ふときは天主の憐れを失ひ、又併せて人の憐れを得ること能はざるなりと。因て基督教徒等は悉く是れ主君が天罰を蒙りたるを知り、コンスタンチンが數年前ジヨラムと稱する基督教徒を死刑に處せる忌日に當りて、其領地を褫奪せられしことを感慨せり。茲に於て天主に背戻する者は決して幸福を得ることなく、又薄命なる善人なきに非らずと雖ども、惡人に於ては早晚必危害耻辱に陥らざるを得ざるを徵す。先達言ふあり、天主の溫和なる裁斷と人主の裁斷とは霄壤の差ありと、嗚呼戒めざる可んや。

千五百九十三年に於てドムオーギュスタンの父ドムジョアシム・ルイー死去せり。嘗て太閤はジョアシムの人と爲り謹嚴篤實なるを知り、故に基督教徒なりと雖ども之を以てムロ及びイジュモジマの奉行となし、次で堺の奉行を命じ、其寵遇厚くして遂に勘定奉行となし、其子ドム・ベノワーズを堺の奉行とせり。ジョアシムは貴顯の任を受くるを以て其職務に勉勵せんと欲すと雖も、老年にして其力能く重任に堪ゆるを得ず、遂に那古耶に於て病に罹りしが、オルガンタン師に生涯の懺悔をなし、末期の法式を受け、病危篤なるに及んで、死に至らば神佛信者の式を以て埋葬せられんことを恐れ、之が爲め堺の領地に歸り病を癒せんことを願ひ、京

都に移り、其病室に天主の禮拜所を設け、十字形を乞ひ之を手捧げ、恭しく之に接吻し、後耶蘇及びマリヤの聖名を唱へ、從容として命を天に還したり。

諸事豊後王の所爲に反する基督信者にして職務を政廳に奉じたる此賢徳なるドムジョアシムは、其死生共に天命の全きを徴證すべし。何となれば太閤の寵遇を得んと欲して基督法教を放棄したる豊後王コンスタンチンは却て爵祿を褫奪せられ、宗教を放棄せんより寧ろ太閤の意に背戻すべしと決心したるドムジョアシムは却て其寵遇を得たるを以てなり。是れ嘗て太閤の語に、人其奉ずる所の神に誠忠ならざるものは、決して其君主に誠忠なることなしとの意に出るならん。五島侯嘗てテラドリツクと稱し改宗したる侍臣一人を刎首せしめしことあり、蓋太閤の意も之に同じ。偕てドムジョアシムルイは遺言の如く夜中竊かに埋葬せられ、又其遺言に従ひ京師の基督寺院建築の爲め金二千デユカーを寄附し、尙ほ基督を篤信し及び其教を奉せんとする病者五十人を入院せしむる爲め、堺の街衢に一字の病院を建設せり。

既に記載せし如く、去年ヒリピン島の使節は太閤の答書を得て歸りしに、海路風波の難に命を殞せり。該島の奉行は幸に他より其答書を傳へて之を領掌すと雖も、故らに知らざるの狀を爲し、斯年即ち千五百九十三年太閤の確然たる答辭を得んがため、再びベール・ゴンザールと稱する僧を使節となす。此使節はサンフランソワ派四人の僧徒を伴ひしが、一人はベール・パチ

ストと稱し、其人と爲り篤實にして博識なるを以て、其派中に於ては尤も名望あり。一人はベール・バルテルミールイと稱し、一人はベール・フランソワと稱し、一人はフレール・ゴンザール・ガリラーと稱し、未だブレートルの官を得ずと雖も、日本内地を諳知し且言語を通ずるを以て之を譯官とす。

其頃長崎に在留せし基督教會のベール・ゴメー・プロワンシャルはヒリピン島使節等の平戸に到るを聞き、之を祝せんと教會僧徒の一人を遣し、之れに飲料食品を贈り、長崎に於て居室其他須要の物品を供すべきを告げ、且天主の恩謝、寺院の法務の爲めに協心戮力して共に其職を盡さんことを懇請し、又日本在留の教師に傳達するに、其所在地に於て這般ヒリピン島より來れる使節及び僧徒に會することあれば、極めて鄭重に接待すべきを以てせり。

使節等は平戸に滞在せず、直ちに太閤の居所那古耶に向つて發程せり。偕て使節は太閤に善美の馬具を裝ひたる新西班牙産の馬一頭、カスチラン産の美服一領、大玻璃鏡一面、華麗に鍍金したる墨池一箇、西班牙の銀貨五百マルク(一マルクは八オンスにして總計秤量我三十二貫目に當れり)の獻物を奉りしに、太閤は何等の物品と雖も曾て辭せざるの性なるを以て大に喜び悉く之れを受納せり。此時に際してベール・パチスト師はヒリピン島より伴ひたる譯官フレール・ゴンザールを以て太閤に尋問するに、嘗て殿下の答書を得てヒリピン島に歸來するの使節海上に命を殞すを以て事跡明瞭ならず、當

時の答書は眞に殿下の意中に出るかを以てせしが、太閤は例の倨傲不遜を顯はし、直ちに答へて曰く、

然り、予再び其答辭を陳せん、予之を聞くヒリピン島の奉行は予を奉じて君主と爲さんと欲し、且予が兵をヒリピン島に向けずして朝鮮國に出せしことを謝せんがため、速かに日本に來朝せんとせりと、若し奉行自ら來ること能はずんば、其代として其子を來朝せしむるを許すべし

師父は恭敬を表して答るに、ヒリピン島の奉行は西班牙國王の臣なり、故に其命を得るに非ざれば、他國の王を君主として奉ずること能はず、然れども殿下を父の如くし、歐洲人は其子の如くして、日本に來り貿易するの風習を有せり、奉行は唯之れを殿下に向つて稟言するの義務あるのみ（此謙辭を爲す者は平和を主とするに由る）、若し殿下の意に適せば、奉行より遣されたる吾儕は奉行至當の答を殿下に呈するまで質と爲りて日本に居留すべしと。太閤又曰く、歐洲人若し余に誠忠なるべきを誓ふに非れば、汝等をして日本に居住せしむるを欲せず師父又答て曰く、

吾儕直ちに殿下の目前に於て之れを誓ひ、決して約に違ふこと無かるべし
數日を経て僧徒太閤に謁して、之れに請ふに、歸國の後諸人に談話せんが爲め大阪及び京師の華

麗なる宮殿を縦覽せんことを以てせしに、名譽を貪る太閤は僧徒に向て曰く、汝等我國に於て基督教を説かざれば汝等の言を許可すべしと。僧徒は固と太閤に服従するの意なしと雖も故意に之れを誓約し、尙ほ極めて之を尊崇せり。然るに太閤は長谷川と稱する高貴の臣をして僧徒を京師に誘導せしめ、且其發程前須用の諸品を給することを命せり。僧徒は又日本語を學ばんが爲め二三部の書を贈ることを長崎在住のゴメー師に乞ひしに、師は曾て基督教會僧徒の著せる日本上版の字書及び葡萄牙日本對譯會話書等數品を送致せり。

偕て太閤は和議の事に付き支那の返書の到るを待つに際して、母君死去の飛報を得たり、是れは太閤をして其葬儀を整へんが爲め、已むを得ず京師に歸還せしむる者なり。然るに太閤は千五百九十四年の春速かに歸るべきことを約して海路を發せしが、圖らざりき颶風に會し殆んど身命を殞さんとするの危難に遇へり。何となれば船は暴風怒濤に漂蕩せられ、岩礁に衝突して忽ち破壊し、過半の人海底に沈没せしが、太閤は全く裸體となり游泳して、幸に海岸に達することを得たり。

太閤は塚に歸り其姪關白が此地に在らざるを以て大に驚きたり。關白は其性頑縦にして殊に壯年なれば、嘗て讓與せられたる日本の政權再び叔父の掌握に歸せんことを恐れ、太閤の塚に到るや直ちに之れを迎ふべきに、京師に於て病に罹るに託し二三の大臣を遣し、自ら來る能はず、

暫く遅緩するの由を傳へしむ。太閤は之れを快しとせず、且其反逆の意あらんことを思察し、陽に之を發言せずと雖も、大阪に歸りて再び自ら政權を握り、全く従前に復したり。然るに關白は傲慢不遜、自若として屈すること無きを以て、太閤は母公葬儀の爲め京師に赴くを果さず、關白も亦大阪に至り叔父太閤に謁することなく、各其身を護するを以て互に嫌忌したれども、太閤は諸事心に關せざるの意を示さん爲め、盛大に伏見の市街を建築し、關白は唯田獵を以て樂とせり。

此際シモン・コーデラは事故ありて京師に滞在せしが、同じく京師に在りて陰かに寺務を勤勉せしオルガンタン師は、前に長崎に於て葡萄牙の商人より惠まれたる果物砂糖漬の箱數箇をコーデラに贈りしに、コーデラは之を受納し、前に陳述せし如く太閤の大阪に在る間關白は常に京師に住居するに由り、即日之れを捧げ關白に献じ、此品はオルガンタン師が長崎より齎らし來り予に贈る物なりと告げしに、關白曰く、

予夙に此の師父を知れり、且予は師父の此地に在るを喜ぶ、將來予の力の及ぶべき者を以て之を扶助すべし

二日の後、關白は果してオルガンタン師に米二百石を施し、爾來諸大臣等と説話するに當りて謂へることあり、曰く、

予は甚だ叔父太閤の歐洲教師を粗略に待遇することを憂慮せり、何となれば基督法教は家臣たる者をして其君主に忠勤ならしめんことを奨勵す、故に予の視る所に由れば國家の須要なり、予に於て現に其徵證を見る

此の關白の語言は、陰かに京師に在住する基督教師をして、益法務を勉勵せしめたり。

玄意法印と稱する京師の奉行は其身神佛信者なりと雖も、基督教師の爲め大に親情を加へり。

一日玄意法印は太閤に謁せしが、諸事太閤の意に適すべき時機を候して曰く、

京師近傍に於て極老多病なる基督僧徒一人あり、其日本に在ること既に三十年を越へ、死に至らざれば到底此地を去らざるべし、故に臣も惻隱の情を發し、此僧の一生は在住せしめられんことを欲するの情願なり

太閤之れに答へて曰く、

卿僧徒の語を容れしは眞に其宜きを得たり、彼の僧斯の如く老年にして基督信者を集會するも、京師に一字の寺院あるに非ず、然れば決して人を毀ふこと能はざる可し

奉行玄意法印は此語を聞き他に贅言するを欲せず、直ちに之れをオルガンタン師に通知し、尙ほ連綿法務を勉勵すべし、然れども公然之を唱へず極めて隱密ならんことを要すと。師父は此語に従ひ京師に於て一屋を借り、密かに禮拜所を設けしに、基督信者等は説法を聽聞し修齋の

席に列せんと日々會集せり。其頃京師に四人の教師ありと雖も、居住の許可を得て公然と徘徊する者はオルガンタン師及びジャン・ロドリゲ師の二名なり。

然れどもサンフランシサー派の諸教師は此事件を謹密にすべきを注意せずして、決して福音の自由を妨ぐるを黙過すべきに非ずとて大に奮發し、新伏見に於て太閤に謁せし時、宗教の徒にして凡俗の家に住するは宜を得ざるを陳述し、都の近傍に就て世人の交通なき地を擇み、其用のために一字の住屋を構造せんことを願へり。太閤は之がため都尹に令しければ、都尹は會て太閤より禁戒せられし所の説教及び會合禁止の事を再三説諭する後、廓外にて一の良地を與へたり。然るに諸教師は都尹の警戒をも太閤の命令をも顧慮せず、忽ち此所に禮拜堂一字、宗教所一字、僧院一字を建築し、其名をノートルダム・ホルチュウンキユルと稱したり。此處にて一千六百九十四年十月十四日始めて彌撒經を誦し、其れより日曜日及び諸祭日には怠りなく勤行せしと云ふ。

諸信者は都の近傍に上帝の道を説く教室あるを悦ぶと雖も、其質俗例にして事を解せる人は此の教師等太閤の居所遠からざる地に前日の禁令に違へる所行を爲せば激怒に觸れ、全く宗教を禁止せらるゝの危険あらんことを憂慮せざる者なし。信者等の朋友にして異教徒なる者は此事を信者に話し、且都尹に之を告しかば、直ちに令を發して教室の門戸を閉ぢ、人民を會合す

ることを禁せしめたり。

都尹は宮中に至り太閤に謁し傍人なき時密に告て云く、夫のヒリピン島鎮臺の使節なりと自稱せし僧徒、地の教師と同じく説教洗禮のことに従事するに似たり、彼等もし伶俐ならば能く自愛する所あらん、臣能く謀て彼等を諭し去らしむべしと。

斯の如く太閤に告げて後ち、都尹は教師に其危険に遭遇すべき由を告げ、而して己れは既に職務を畢りし者と思ひ、教師等の爲る所に任せ置きたり。斯くて教師等は太閤已に其所行を默許せりと信じ、此上は他の妨害を來すものあるべからずと公然其教旨を布行し、此が爲めに書をマニルの鎮臺に贈り、前の事情を告げ、且其同僚に來集せんことを乞へり。因て本年^(四年)三名の教師來れり、第一は其名をベールアウギヌスタン・ロドリゲと云ひ、第二をベール・リパテニヤラと云ひ、第三をベール・セローム・デ・ゼシヌスと云へり。

三師は太閤に請求して謁見を行ひ、ヒリピン鎮臺の書翰及び美麗なる進獻品を呈したり。太閤は其品を受領せられたれども、其書翰を満足なりとせず。ベール・パティスト師は此の新來の同朋を得てより大阪に於て又一寺を建立し、其號をベトレムと云ふ。是よりして師は何事も爲し難きことはあらじと思惟し、又長崎に一寺を建立せんことを圖り、先づ其始め都の政府に照會をなせり。其頃教徒二人病を以て長崎に旅行し空氣を變換するを要し、太閤より旅行の免狀を

得んことを願ふ者あり、都尹は之に答へて云ふに、若し病氣養生のためなれば更に別段の請求を要せず、日本に住する人は誰にても療養に便なる地に赴くことは其自由に任すべしと。

此免許を得てバティスト師、ゼローム師は長崎に赴きたり。ゼシュウ井ツト派の教師は一月餘も兩師を其家に迎接し款待親切を極め、其後兩師はミセリユルド教社に屬する兩施樂院の間にある市街の外に於て、サンラザールと號する禮拜堂の近傍に自ら家屋を營み、太閤の禁令に背き、公然彌撒經を唱へて説法を行へり。

兩施樂院の管事は兩師が其屬地内に家屋を營み、更に一言の申告なきを甚だ怪しめり。

又寺澤の不在中代理たる某も疾く此事を聞き知り、速かに師父に照會し、嘗て都尹よりの命令に由て偶像を毀つを禁するの由を指示し、而して師父等が公然太閤の禁令に背くの意あるを見て、直ちに人を馳せて其時那古耶に居る寺澤に之を告げ、且問ふて云ふ、此ヒリビン島の僧徒等が公然教を説き宗務を行ふは貴君承諾のことなるや否やと。寺澤之を聞き、此事若し太閤の聽に達せば必譴責に逢はんことを恐れ、之に令して云ひけるには、足下は須らく教師等が禮拜堂にて唱ふる彌撒經の趣意を記取せらるべし、彼れ等必死罪に處すべき者なり、予は京師に赴き、太閤の旨意の在る所を候ひ定めんと。

代理は此旨を得て長崎の住民に令するに、決して彼の禮拜堂に赴き十字架を拜する勿れ、彌撒

を聞く勿れ、禮拜堂の諸禮式に與かる勿れ、若し之を犯す者あれば嚴科に處すべしと。此禁令一發せしかば、毎日禮拜堂に赴き信心を以て十字架を拜する基督信者は憂歎に堪へず。寺澤は都に至り都尹玄意法印に會晤し、彼の教師輩が病氣療養と稱し長崎に往かんことを懇願せし顛末を聞き大に怒り、即刻書を長崎の代理に贈り、彼輩を管轄地より放逐せしめたり。ゼシュウ井ツト派のゴメー師は此事を聞き、彼の輩を自宅に宿せしめ、政府の意の解くるを俟たしめければ、教師等はゴメー師の厚意を謝し、且一たび都に歸ること良策ならんと決意せり。

偕て太閤が其姪の關白を嫌惡し、終に之を害ふに至りし一段の説話あり。其次第を尋ぬるに關白は齡三十三歳にして壯年の貴人に稀なる良質を具し、其才識俊邁にして義に篤く實直謹慎の人なり。又文事は其尤も嗜む所にして、之に優る樂なしと云へり。之が爲めに多く博識の人に交を結び、而して基督宗教の仁惠德義を旨とするを甚だ貴重せり。然るに關白は天心ある者の絶えて爲すに忍びざる奇異非常の一大不徳あるを以て、是等の善行は都て謂ふに足らざるなり。此の不徳は何ぞや、人を殺すを嗜しむ野蠻の醜行ありて、之を以て無上の樂となし、若し罪人の死に處せらるゝあれば自ら削手の事を行ふを常とせり。關白の居館を距る一里許、一の高地に刑場を設け、周圍に土塀を築き、中央に一脚の大案板を置き、罪人を其上に臥さしめ之を剉切して輿となし、或る時は之を立たしめ兩段に割下し、其最も快とする所は罪人の四肢を

一々切斷するなり、其狀恰も鳥類を剖割するに異ならず。或は人を的にして小銃又は弓矢を以て之を射る。而して尤も慘刻なるは、孕婦の胎を剖き其子を看るの一事なり。此の慘毒無情の行は寔に禽獸に劣り、前に述ぶる良質も之がために消滅すと云ふべし。斯に記する所はプロエ
 一師が話せし所にして、師は關白に親接せし人なり。斯の如き無類の凶人は決して永く地上に存在するの理なし。偕て太閤は前に説く如く、關白を嫌ふこと尤も甚しく、己れの天下を窺奪する志あるを疑念せり。而して關白も亦其叔父の所行を悦ばざること數條あり。第一は既に付與せられたるテンス(五畿内を云ふ)の政務を奪はれ、管治者の稱號を剝がれたる事、第二は太閤曾て支那及び朝鮮を攻略せば我姪を遣して此兩國を治めしめんと語りし事なり。關白は甚だ此語を悦ばず、新に攻略せる國に赴くは其危険尤も想ふべく、且一たび足を擧げて海外に至れば日本に旋歸すること甚だ難し、而して既に掌握せる日本を捨て支那に至るは、已に定まれるの地を棄て未だ定まらざるの地に就くの理なり、況んや朝鮮の戦も十分の成績あらざるをや、必己を海外に放謫せんために斯の如く謀れるならんと推度せり。

抑太閤と關白との間不和を醸せし原因は、太閤の愛妾の生みたる一子あり、實に之れを寵し掌中の珠玉と爲し、後來關白をして國俗に遵ひ養て其子と爲さしめんことを欲せり。然るに關白は穎敏なる人なれば早くも此意を知り、大に憂苦を増しけり。其故は關白も亦三子あり、因て

其位を我實子に嗣がしめんの心あればなり。斯の如き情實あるを以て世間も自ら平穩ならず、或人は此事叔姪の内一人世を去るに非ざるよりは、決して一定すまじと云ふに至れり。

太閤は不平の心を包藏し、關白が其黨與を集合するを止めん爲めに一の詭計を設く。抑日本の風俗として、皇帝より任せられたる位を去り政務を辭して邦國を其子に讓與するときは、國内の諸侯皆之が爲めに參賀をなし、其父たる者公然と禮儀を具して讓國の大典を行ふなり。是故に太閤は讓國の顛末を皇帝に具狀し、且關白に告て云く、予は京都に往て讓國の大典を行はんと。

關白は此報を得て大に喜悅し、斯く公然讓國の典を行はるゝに於ては、己の權力彌々固定し、決して動搖の憂ある可らずとし、因て預め此大典の用意をなせり。偕て前章に説く如く、日本に於ては客を饗するに各自一個の美麗なる小卓を以て食を供するに因り、關白は大禮の爲めに一萬三千の卓子を準備し、亦男子と女子は室を異にし饗應せらるべしとなり。此儀式の當日に至り太閤は都に赴んとせしに、一人の寵臣密かに告て曰、今都に赴くは甚だ危し、何となれば沿道所々に伏兵ありて殿下を撃んと待ちたれば、尤も一大事ならんと。太閤は之を聞き驚き直ちに關白の許に使を馳せ、今日の行は暫く之れを止め、今より八日の内に再び日を卜すべしと云ひ遣りければ、關白の宮中甚だ混雜し、事不意に出で、種々の浮説を生じ、疑惑を増さしめた

り。關白は此の大禮のために容易ならざる預備を爲し、許多の財を費したるも、全く無益に屬したれば、太閤の己れを輕侮し惡意を含めるならんと想像し、其憤怒尤も甚だしかりしが、密に此事の原因を探り、全く太閤が疑念に生じたるを知り、百方其異心なきを示しければ、太閤は終に意を決して都に赴くとなれり。抑々太閤は自守謹密の人なるに由り、一たび入都の事を決して終に之を行はざるは食言に當るを厭ひ、且人の卑怯と稱するを恐れ、況んや又此大禮の爲めに參集せる大小諸侯が如何なる想像を發せんも料り難しと思惟し、終に入都に決定せしなり。此等の理由あるを以て預備戒心を嚴にし、入都の儀式を一層華美ならしめんとて、彼のマントコロサマと稱せられたる御臺所も、太閤より一日前に出發せらるべしとなり。其行装は左に述る如し。美麗に粧ふたる數多の親兵第一に進行し、次はマントコロサマの大なる衣裳櫃(挾箱な)三箇を扛ぎたる徒歩の者なり、此櫃は其紋章を金銀を以て飾りたる外被にて覆はる。次に同じく衣裳櫃五十箇、之は宮女侍女等の衣裳を納めたるなり。其より次に馬十六頭、馬具の華麗なる衆目を炫耀せしむ。此馬に載する所の物品は悉く金銀珠玉の類にて、太閤及びマントコロサマより關白及び其廷臣への贈物なり。其次は衆諸侯騎馬にて供奉す、其馬具衣服等は何れも金銀珠玉を鏤ばめ、其周圍に無數の從士各其主の紋章を染めたる美服を着し之に従ふたり。次に粧飾したる轎子八臺、之は老女の供奉せるなり。少しく隔たりてマントコロサマの轎子なり、此轎子は都て

金を以て粧ひ、轎廳蔽蓋ありて内より外面を洞見すと雖も、外より内部を窺ひ得ず、此に従ふ侍女の轎子凡そ百を以て數ふ。次に衣服艶麗なる美貌の宮女百五名、騎馬にて隨從する宮女は細絹を以て面部を被ひ、敢て物を見るに妨げなく、頭にテリアルと稱する三重冠に類する精巧なる彩帽を着し、各從者を従へ馬丁之に副す。此行列の後に無數の騎馬隊之を護し、整然として進行せり。

マントコロサマはセラツ白洲に於て關白の迎接を受け、寒暄の禮了りて後、夥しく金銀珠玉珍奇貨の類を關白に贈り、關白よりも又報酬として呈物あり、其價得て知り難し。

太閤入都の翌日、日本國中の衆諸侯を率ゐる行列を整へ其居館を出で、行程七八町にして關白の邸に達しけり。其式の一二を云はゞ、先づ太閤の居館より關白の邸に至る間七百名の兵士を排列し、各劍を拔て之を手にし、行列の最初には三百名の諸侯各官位の高下に従ひ服飾を異にし、美服を着せる侍士を従へたり。其次に太閤の佩劍及び兵仗を捧げたる騎馬の士數多之に従ひ、一人は弓を手にし、一人は矢を把り、一人は劍を捧げ、一人は槍を持し、一人は小銃を撃げたり。

其次は太閤の乗車なり、此車は金版を貼して之を製し、其精巧堅牢感賞せざるものなし、輓くに二頭の大牛を以てす、牛角は金を塗り、牛體は紅絨の長衣を被ひ垂れて脚下に至る、斯に

牛を用ひて馬を用ひざるは舊慣に従ふなり。車の前後左右に供奉するは近侍、從士、政府の官員、第一等の貴族等なり。

太閤は斯の如く大儀式を整へ都の大路を行進し、一の廣濶なる通衢に至るに、此所に於て關白の前驅なる諸侯之を待ち、太閤の車近く來るを見、地に跪きて之を奉迎す。此時太閤の從者も同じく跪きて之に答禮す。了りて何れも騎馬の列に加はり、太閤の車路を開きたり。同時に關白の車も亦此所に來る、其粧飾太閤の車に劣らず、衆多のクニ(公家)及びダイリの内裏縉紳を伴ひたり。

兩殿下の車通衢の廣所を距る數武の地に至りて駐停し、關白よりダイリの縉紳と都尹とを遣はし、己れに代りて太閤に祝詞を奉らしむ。兩使は太閤の車前に至り日本の禮に従ひ地上に跪拜す。太閤よりも亦兩使を送りて答禮す。一人は元と基督宗徒にして信長の臣たりし平戸、一人は既に前章に説きたるタンギの國主マリードダムクラとのなり。斯の如く双方互に祝詞を誦し了り、太閤は關白の來迎せし途に就き歩を進め、此行列朝より間斷なく進行して午後二時に至れり。

偕て關白の邸中に至れば、太閤は關白及び宮中貴族の迎接を受け、其れより預設の室に入る。此所に太閤よりの贈物を陳列し、其物品たるやマンドコロサマの贖物よりも遙かに勝り美を盡

せり。關白は此贈品に對し、其價の高貴なると稀有の珍たるのみならず太閤の芳情に出たるは尤も敬謝に堪へずと陳謝し、而して報酬として之に倍したる物品を呈せられたり。之れは太閤の心意を満足せしめ、且自ら鄙吝の名を取るを嫌ふなり。

此無數の贖物は皆卓上に陳列す。其頃日本に滞在せしフオー師の筆記に由れば、此時太閤を饗するの善美は實に言詞に述べがたく、歌舞遊戯歡待は續きて三日の長きに至れり。然れども太閤は其身の安全ならんことに注意し、敢て此れ等のことを樂とせず、而して曾て政務を關白より奪ひしこと、且入京の遅延したる等、關白の意を失なひたるに因て、關白の資性粗暴なる如何なる事を爲さんも測られずとし、曾て其心を安んぜざりし。

夜に入て太閤は密かに護兵をして寢室の戸を守らしめ、且關白に謂て曰く、寢室廣濶に過ぎ我が夫婦唯兩人寝ぬるに適せず、因て關白にも接近の一房に宿せられよと。太閤の此行は世の勇士之を卑劣なりとして賤しめたり。如何となれば其恐懼と猜疑とを顯はしたるのみならず、關白をして己れを防禦するため、城中の兵士を夜中喚集するに至らしめたり。太閤は關白の心を安慰せんため終日彼れと遊戯し、益親昵の意を固ふせり。

太閤の言に云く、子が姪たるもの多しと雖も皆子の繼統者となすに足らず、獨卿あるのみ、子が卿を愛する實子と異なるなく、老年の扶助を望むも唯卿あるのみ、是れ實に一家の幸福な

り。又云く、卿を愛するの情誼は言詞よりも實跡に因て能く認取せらるべく、又今後は互に和睦親愛すべし、前日政務の權を收取せしは別段禮を備へて之を付與し、一層大權を與へんがためなり、而して讓家の典既に了はりたれば、予は今より閑に餘年を樂み、曾て鋒鏑を以て鎮めたる國土の中に安居して、卿が天下を安撫するを見んのみと。是等の言詞は唯謀略上の事にして、敢て一人も信する者なく、宮中の貴族は關白に勸めて、舊時の鬱憤を伸るは今此の好機會に乗するに在りと謂ふに至れり。是がために衆皆嚴に戒心して、各自に其家門に護衛の兵を置き、若し事あらば其禍に罹らざる預備を爲せり。而して此兩三夜は市街少しく喧噪の聲あれば衆人皆太閤の身上を憂へ、或は既に害に遭ふと稱せり。此浮説の起りし原由を尋ぬるに、或る劇場より戲臺の諸具を他に運搬する響を聴き、又其照せし許多の松炬の火光を見て、太閤の殿中を襲ふ者ありと想像せしに起りしにて、翌朝に至り殿中の遊戯常に異ならざるを見て、始めて此疑を散せりとぞ。

三日間の大饗應畢りて後、日本の大諸侯の一人なる**フイタン**どのより更に太閤を饗應するの儀あり。此人は門閥職位共に高く家道も頗る豊富なるを以て、貨財を惜まず善美を盡せり。茲に一端を示せば、日本の風俗に従ひ、野獸を供するに金を以て其吻足を飾るの料、二千四百**エキユ**を費やしたりと云ふ。**テンス**の領主即ち太閤の如き貴客を饗するには、此國に於て通例九

獻の禮を行ひ、而して其盃を把る毎に獻品を奉るなり。**フイタン**どの初獻品は金塊價四千五百**エキユ**なる物を奉る、太閤は此獻品の光輝燦然として卓上に陳列せるを見て、欣然として盃を舉げ喜悅に堪へず。第二獻は絹絲、第三獻は緞子、此他獻品毎に貴重の獻品を陳列し、其總價一萬**エキユ**に及べり。太閤は終日此邸にて遊宴し、其後三日間宮中の人々も亦饗應せられたり。饗應遊宴已に畢りたれば、太閤は伏見に歸館せられ、其無難なりしを悦び稍安意し、後一日關白を舞樂會に迎ふ。關白は此會に赴き舞踏せしに、滿座其姿の整然たるに感歎せざる者なし。然るに獨り太閤は衆人の關白を賞譽するを見て心中却て不滿を抱けり、其意蓋衆人の己を措て他人を賞譽するを好まざるなり。而して己も亦舞踏するの意あれども、其技の拙にして關白の絶技には及ぶべからずとし、而して關白をして獨り賞譽を受けしむるは尤も喜ばざる所なるを以て、故信長の子**ゴソウニヨウ**に命じて舞臺に上らしめたり。此公子は舞踏の妙を得、滿座の人之れに優るものなし。然るに平生太閤が其父の天下を奪領せるを怨としたれば、此機に乗じ關白をして太閤の愛を失はしめんと欲し、故らに其技を盡さざりしと云ふ。

其後太閤は大阪に歸り、關白は伏見に住せらる。關白は嚮に太閤の芳意と親情とを以て滞留せられしは信依するに足れりと思ひ、伏見に於て一の美麗なる宮殿を結構し、一日太閤を招請し之を一覽せんことを希ひ、且前日京都に於てせしよりも尙は心を用ひたる饗應の設備をなした

り。而して太閤は之を明辭するを憚り、近日往看せんとの回答を爲したるのみにて、久しく此約を履行せず。然るに關白は一應太閤より許諾の回答ありたれば、絶えず其設備をなし、費用不貲なりしに、其來るの期し難きを以て、之が爲め鬱悶し、殆んど病を醸すに至り、其己れを戲弄せるを憤り、此時よりして心中太閤を恨むの念更に一層を加へたり。

儲て關白は聚樂に還るの後平生の醜行を止め、専ら武事を練り、又驕奢に長じ國資を耗費すること極めて多く、此を以て之を惡む者亦少からず。且關白は人情多く老年の君主に仕るよりも壯年の君主に仕ふるを好むを諜知して、密かにシラビンゴと稱する腹心の者を以て太閤に不平を抱ける人々を誘はしめ、之に誓詞を書せしめ、關白の報を得ば直に之に與すべきの約を固ふせり。

シラビンゴが第一に黨與に誘ひしは九國を領せるアシロマル之れなり、此人は思ふに山口王ならん。此人シラビンゴが關白に與みし忠節を盡すべき旨を以て誓詞を要求するに當り、其方向は固より定まるを以て、此企謀を太閤に告知すべきに決心せり。然るにシラビンゴは必誓詞を求むるに因り、之に答へて云く、予が關白に忠を盡さんと欲すること今日に始るに非ず、故に新に誓詞を爲すに及ばず、隨時命令に従ひ身命を抛つの外他事なかるべしと。斯の如くシラビンゴを詭り、直ちに太閤に謁して此事を報告せり。太閤は固より黯智餘ある人なれば、彼をして

直ちに關白の代理たる一人に就き、黨與の人名を迅速查明すべき旨の約書を製し之に調印せしめ、然る後使を遣り關白へ面談したき一事ありと云はしめければ、關白はアシロマルの變心に因て隱謀露顯せると推知し、回答して曰く、近日鬱病に罹り一切人に接するを得ず、因て對面を辭す、此事許容ありたしと。太閤は此回答を得て遁辭甚だ兒戯に類せりとて諸老の會議を催し評決の後、關白の許へ其股肱たる五奉行を遣はし、五個條の尋問を傳へしむ、

第一條に曰く、日々遊興を事とし、戦闘を演習し、馬術を學び、其他武事を研究せしに、如何なる原因に依て鬱病を生せしや

第二條に曰く、其身關白たる顯職に在て自ら罪人を刎首し、血を以て其手を汚す、何ぞ無道の甚しき、且之を以て娛樂と爲すと云はし是れ人類たる者の事に非ず、況んや關白たる高貴の人に於てをや、實に虎狼の類と云ふべきなり

第三條に曰く、外出の時戦時の如く衛兵を従へたるは何のためなるや、之に因て人心を動搖せしこと僅々ならず

第四條に曰く、戦時に非ず人と争闘することもなきに、何等の事情ありて親兵の人員を増加せしや

最後の第五條は最も緊要とする所なり

曰く、何等の主意を以て某々を誘ひ誓詞を要し、徒黨の盟約を結ばしめたるや
 太閤は使員をして、此五個條に對し精細明瞭の回答あるべき旨を關白に命せらる。蓋日本人の
 手記を閲するに、五個條の内最も辨じ難き最後二個條の回答のみを掲載せり。曰く、關白云く、
 予が兵を聚め諸侯を誘ひ忠節を神明に誓はせたるは、之れ予が殿下の爲に忠を存せる所以なり、
 殿下既に高齡なるに由りテンスに於て何時禍亂を來さんも測るべからず、又少者屢々長者を凌
 ぎ尊敬の道を缺く者も亦防禦すべき所なり、且日本國中に於て殿下の言を重んじ之れを信する
 者予に過ぐる者なからん、予は常に殿下在職の永久と邦國の安寧とを保持せんため、不虞の警
 戒を爲すなりと。

太閤は密かに國中諸所の兵營に令して兵を都下に徵集せしむれども、未だ準備完全に至らざ
 るを以て、陽に關白の回答を以て足れりと爲し、唯手書の誓文を贈るべき旨を關白に謂ひ遣り
 けり。關白は直ちに此誓文を贈りたれば、太閤之を一閱し、高聲宮人等に語り、此書は我が姪
 が予に贈る所の誓文なり、是まで關白の所行に付き疑念を容れしも、之を見て釋然たるを得た
 り、世に憎むべきは讒者の舌頭なり、是れ豈に我等兩人の大不幸に非ずやと言ひ終り、憤懣に
 堪へざるの顔色を作し寢室に入り、輾轉して居止安からざる者の如く、書を作て曰く、我姪を
 讒せし者は予が手足を除かんとせし者なりと。太閤は斯の如き一場の假劇を扮演し、其の間諸

方の兵營より兵士の聚まるを待ち居たり。此扮演の術真情に出るが如きを以て、宮中奉仕の人
 と雖も實に兩公の間平和に復したりと各相賀するに至れり。然るに日を追て腐聚する所の兵士
 既に多きを見、太閤は直に其假面を脱し去り、左の文意を以て關白に書を贈れり、

予は汝の暴行と逆意を抱けるを熟知す、故に汝は急に侍者數輩を従へ、伏見に來りて其主意
 を辯明するか、或は汝が父の居城たる清洲城に退去すべし、若し此兩條に違背せば、予は忽
 ち汝の生命を絶ち、汝の宮室を灰塵に付すべきなり

關白は此書を見て衰運既に至り回護の術も空に屬すと察したれども、尙ほ自ら太閤の許に至り
 て歎願せば或は慈愛の情を乞ひ得べしと、數名の侍者と共に發程す。太閤は諸方の要所に護兵
 を置き、以て關白の遁逃に備へしむ。偕て關白は都を出で伏見に至るの間、始終兵士の其身を
 圍繞するを見たり。而して其日正午に當り伏見に達すと雖も敢て宮中に至らず、一家屋に入り
 て晩暮に至るまで茲に留まれり。巳に夜に入り太閤は使者を以て告げしめて云く、關白は今よ
 り即刻此地を發し、侍者は十人を限りて高野の僧院に赴くべしと、此の僧院は高野の絶頂に在
 りて常に謫官の配所とする者なり。關白は此命を得、即刻之に應じて出發し、終夜途上に歩を
 進め、太閤は其從士に命じて之に跟随して路上來會する者の有無を窺はしむ。

關白の謫行を送らんとして數多の紳士は身を扮して農商の姿と爲り、皆眼中に涙を浮べ心に

其榮華一朝に變ずるを歎すと雖も、口に之を出すこと能はず。然るに一少年の偉丈夫あり、來て關白に謁し、忌憚なく太閤處分の卑怯なるを語れり。是れ何人ぞや、乃ち都尹の子にして其名をサカンどのと云ひ、本年即ち千六百九十四年既に基督教に入り洗禮を受け、齡漸く十八歳なれども、其才力の雄偉なると、其父の勤功高きとに依りて、甚だ太閤の愛顧を得たる者なり。

此の人平生敬愛を受る關白の今夜高野に謁せらるゝを聞き、馬に跨がり其の從弟レオンを從へ、馳せて路上に至り關白に謁せんとす。此のレオンは年僅かに十六歳にして本年洗禮を受たる人なり。然るに此の日太閤の命により派出せられ、關白に路上に會する人々の有無を伺ふ從士等は、サカンどのゝ來るを見て太閤よりの命を告げ、此に來るは其の身の害たる由を諭しけるに、答へて云く、予が父關白殿下の通行あるべき途に當り一の家屋を有せるに因り、此の家屋に於いて殿下を接待せんために來りしなり。且つ云はく、誰れかテンスの領主たる我君太閤殿下に不忠なる者あらんや、而して今諸人に棄てられたる一親友を助け、平生一片の丹心を證するも亦何の妨かあらんと。言終り直ちに馬を馳せ追て關白に及び、涙を流し別を述べ、大に悲哀の狀を呈せり。關白は兩士の親誼を感じ、而して爲に其の嫌疑に觸るゝを慮り、之に告げて云く、卿等決して遠く送り來ること勿れ、若し予を愛するの情あらば希くは速かに歸家せよ、予が叔父太閤の元老たる汝の父の在るあり、汝父の許に在るとも予がために忠を盡すこと多かる者の如くせり。

らんと。兩士は此詞を聞きて其理に服し、終に都に回したり。太閤の從士は此一段の話を報じけるに、太閤は之を聞き、今病に臥したるサカンどのに對し怒を發するを欲せず、竟に知らざる者の如くせり。

關白は三日の行程を経て高野の僧院に至るに、衛士は嚴く之を幽閉し、虐待殆んど生命を保ち難きに至れり。其狀たるや朝夕寤中に起臥し、狹隘陋濕、殆んど人をして前日金殿の榮華を回想し爲に悲泣せしむるに至る。憐むべし關白は榮辱忽ち地を換へて其身の不運を歎き、涕淚の襟を濕すを覺へず、慘然として十人の從者に向て云く、予曩きに高位にあり、今は居るに室なく、寝ぬるに席なし、世間豈に亦予が如き大不幸のものあらんやと。然るに關白をして尙ほ失望せしめたるは、衛士等が外人の通信を停めしことにて、口頭の傳言も書信の往來も一切禁せしめたり。關白は之を聞き怒氣滿胸自ら禁する能はず、決意自殺せんとするに至れり。侍者等は其顔色青白にして憔悴の相を顯はし、眸子定らず、或は濶歩急走し、或は神氣衰替せるを見て、之を回復せしめんとして百方温言を用ひ安慰せり。其言に云ふ、世間の事固より常態なし、況んや殿下の英資を備ふる決して久しく此地に留るの謂なし。或は云ふ、國民遠からず大亂を起す者あるも測るべからず。或は云ふ、太閤は物を憎むの心強く、又物を愛するの心も深し。或は云ふ、今太閤の虐威に因り困難に罹るとも、何んぞ再び幸福の域に至る好機會に遭ふ

の悦なきを保たんや。或は云ふ、太閤の齡既に高し、此後決して一年の長きを保つ能はじ、是れ殿下發運の期なり。或は云ふ、太閤傲慢なるも殿下は宜く謙遜を以て之に勝つべし。或は云ふ、天公の裁判必太閤の慘刻に酬ふ所あるべし、唯時に遅速あれば必忍耐を以て之を待つべし。或は云ふ、殿下は武勇の人なれば必す此衰替に堪忍すべし。或は云ふ、殿下は我が帝國最貴の人なれば、其地位に對し此の耻辱に罹るの理なし。或は云ふ、殿下は既に日本帝國を治るの任ある者なれば、必自主の號令を傳へ以て國威を尊ぶべし。或は云ふ、殿下正さに春秋に富み且三人の兒子あり、宜しく自から愛して子孫の計を爲すべしと。關白は此等の道理を聞き且兒孫を思ひ僅かに自滅の念を絶ちたり。太閤の許を得て關白に奉仕する侍者の内に都尹某の姪にして基督教を奉ずるドムミセルと云ふ少年あり、同僚輩皆國俗に従ひ其主のために殉死を決せるを見て思惟するに、若し衆と共に死せずんば永く怯者と目せられ、又自ら生命を戕害せば眞神の罰を受けん、我が進退殆んど谷まれり、然りと雖ども凡そ事を處する必我が良心に背くべからずと。是に於て所持の凶器を其從僕に付し、一心に眞神の救護を祈れり。

神助の靈驗空しからず、既に三日を経て太閤の使者來り、侍者十名の内五名を其父に送還すべきの命を傳へたり。而してドムミセルは其第一名に列せり。然るに此勇膽なる青年紳士は太閤の使に向ひて云ひけるは、予は太閤の慈愛を感銘せざるに非すと雖も、已に關白に奉仕す

ば、之れを棄るは我に於て耻づべき所行なりと。此時關白は此言を聞き其忠義親愛の情を感じ、覺へず眼中涙を浮べ、手を舉げ天を指さし之に向ひ論して云く、汝等予が生命を全ふせんことを希は、唯太閤の命に戻る勿れ、若し違背せば禍忽ち至らんと。此諭言を聞き五人の少年は泣別し、伏見に向て還り去れり。

五人の侍者は既に助命の令ありたるに由り、關白は自ら思惟するに、太閤既に他人の命を救ひたれば、予も遠からず助命の令あらんと。然るに憐むべし此の事終に行れず、千六百九十五年秋八月の初に當て、太閤の使命到來し、關白及び侍者若干名悉く割腹を命せられたり。此の使命は恰も雷撃に等しく惘然の至りにして、主従平日の希望斯に盡き、直に自盡の準備を爲せり。第一に此愁歎すべきこと一劇を演せしは、關白の侍者十九歳の少年なり。此人剛勇の者なれば、關白の面前に於て一小刀を握り自ら腹に刺し、鮮血混々と湧流しければ、關白は其苦痛を憫み、自ら佩刀を抜き厚く忠死を賞して其首を刎せり。是に次で一人は十六歳、一人は十八歳なる侍者兩名並に其腹を割き流血泉の如し、關白は又同じく之を刎せり。其次はビユスルトと稱する人なり、僧院の首長は之に語り、其母嘗て太閤に密事を告げ大に愛顧を得たるに因り助命の教示ありし由を告げ、密かに門を開て逃れしめんとせしに、此の少年忽ち激怒して云く、汝何ぞ言の無禮なるや、予は今一生の忠義を盡して我が主關白殿下の爲めに殉死するの榮

あらんとす、且既に訣宴に陪するを辱ふせり、我が主に後れて太閤のために命を存するは決して希ふ所に非ずと、言終り一刀を腹に刺し、而して猶ほ足れりとせず幾度も之を剝廻し、流血席に溢るゝ時、關白之を視て一刀を挙げしが、其首は忽ち地に落ちたり。

儲て此の慘憺の事ありたれば、關白は忠義の爲めに殉死したる少年等に後るべきに非ずとし、佩刀を手にし自ら腹に刺し、口を開て叔父太閤の無慈を詈り、又腹を割せんとする時、一名の劊手は其後に立ち、無辜の人民を多く殺害し猶ほ鮮血に飽くとなきかと、一刀を以て關白の首級を斬落し、次に劊手も自刃し其主の死體に伏したり。斯くて此寺院の僧侶は關白自殺の場所に就き其遺骸を火化する。嗚呼此人天壽を保つべき良質を備ふれども、暴慢の行日に長じ自ら戕ふに至れり。此の一段はブローエー師其現場に在りて筆記せし者にして、關白死せし年三十二歳なりと云ふ。神子耶蘇言へることあり、劍戟を用ふるの道を得ざる者は遂に自ら戕ふに至ると、實に此れ等の人を云ふか。太閤は關白の既に死せるを聞き、平素の心に似ず唯屠戮を專にし、其殘忍虎狼に異ならず。關白と因ある者は血縁他族を問はず之を殺害して殘すことなく、先づ初に關白宮中の三紳士を殺す。第一は關白の暴行を助けて建白せし人にて、實に地下の旅伴と爲さしむるに足る。次はシラビンゴと稱す、是は隱謀のために諸侯に盟約記名を勸めし人なり。次は有威なるテンスの諸侯にして勇武餘りある一將シムラと云ふ人なり。此人の一子は今年十

木村

六歳、後來望みある少年にして能く其父に肖たり。太閤其父を死刑に處したるを聞き、即ち筆を執り書して云く、生を父と共にする能はずんば死を父と共にせんと。

此の少年は伏見に在り、侍者に命じ盡く所有の刀劍を持ち來らしめ、尤も精良にして華麗なる者を選び身邊に留め置たり。太閤此事を聞き平生愛する所の兒童なるを以て助命すべき旨を云ひ送られけるに、剛邁なる少年は謹んで其意を謝し、且述て云く、臣を助命するは太閤の爲め甚だ善ならざるべし、如何となれば予は父の非命に死せるを忘るゝ能ず、必之に報ゆる有らんとするに因るなりと。言終りて都に歸り佛寺に入り偶像の前に於て割腹し、更に死を怖れ苦を懼るゝの色を顯はすことなし。太閤は此死を聞き更に其母を捕らへ、阿彌陀を安置せる寺院に於て之を死に處せり。

斯の如く鮮血を灑ぎけれども、屠戮の慘毒猶ほ未だ已むに至らず、此暴主は關白の血族を斷ち其枝葉を艾盡せんと人の爲す能はざる殘忍を行へり。洵に日本に於て古今未曾有の事は其主其夫の罪を其臣其婦に及ぼすの一事なり。太閤は人情、習俗、法律、道理及び天意如何に拘はらず、關白に屬せる婦女三十四名を捕へしむ。此内數名は關白の妻妾にして、其他は侍女の類なり。是等は都の街中に徇へ、最大の市街に於て斬戮に處すべしと命じたり。此婦女の内に三人の基督信者あり、既に死に就くべきを期せしに、非常の神祐に由り市尹玄意法印の慈愛を蒙り、

太閤に其辜なきを陳じ、遂に生命を保つを得たり。

倍て處刑の當日に至り、關白の夫人を加へて三十一名の貴婦と其二男一女を死囚車に載す。此二男一女は皆な幼穉にして長なる者僅かに五歳、街衢に於て之を見る者ために嗚咽泣涕し叫號せざるはなし。車内の婦人は顔色憔悴半は死したる者の如く、其最も哀憐す可きは三人の幼児にして、手を乳母に扶けられ、其死を知らず刑場に赴くは屠所の羊と謂ふ可きなり。

此の哀むべき不運なる人々已に刑場に入りしに、一人の獄卒顔色鬼の如く手に關白の首級を携へて立ち居たり。是れは太閤此首級を都に致さしめ、其の妻子に之を示して一層悚然の思を深からしめんとするなり。此の記を読む者深く想像せよ、此の刑場に入る人々其夫其父が人生の榮華を一夢となし、此の如きに至るを見るは、其心中如何ぞや、痛悼に堪へざるなり。此の時兒子等は叫號して遁れ去らんとせしに、獄卒之を捕へ、其母の目前にて一々縊殺し、次に衆婦を囚車より引出し、慘酷尤も甚しく悉く斬首し、太閤の命として其死骸を穴中に擲入し之を埋め、上に一碑を建て叛逆畜生の塚と記すと云ふ。其殘虐を擅にする既に此極に至りしも、誰か知らん太閤は尙ほ足れりとせず、既に死に就きたる三紳士の一人は其妻と二男一女を遺せしに太閤は此の四人にも害を加ふべしと命じたり。女子の年長じたる者僅か十二歳、母氏は其所生の兒女が刑に就くを見るに忍びず、忽ち憤怒を發して兒女三人を一々手づから其咽喉を刺して

之を殺し、次に其刀を以て自ら咽喉に刺し貫き、兒女等の死骸を抱き共に黃泉に赴きたり。太閤此の自害の顛末を聞き更に怒を發し、彼れ等の首級を斬り之を梟示せり。

關白に緣故ある人々は既に害し盡されたれば、太閤今は怒を移すべき人なく、遂に關白の居邸を毀つことに着意せり。抑々此邸は宮殿樓閣美を盡し、建築の費管に巨萬のみならず、然るを太閤は一字も残さず基礎に至るまで悉く毀たしめ、其れのみならず周圍の市街及び諸侯の邸宅三百所も皆廢却せらる。而して關白所有の金銀及び家具の貴重なる者は宮殿の遺材と共に皆伏見に運搬せしめたり。是に於て悲哀すべき一段の演劇始めて散場に至れり、實に未曾有の殘虐ならずや。太閤は既に偶像教徒なる其親戚と從民との鮮血を浚削し尙ほ足れりとせず、將に此意を移して基督教徒に及ぼさんとす、其顛末は後章に述ぶる如し。

此事を記するに先つて、看者千五百九十四年より五年に至る反亂の間に我が教門の景況とシモの教會の情態如何を知らざるべからず。其頃基督教の師父は印度より來るべき使節の質として多くは長崎に住居せるに因り、大村の基督教信者等も皆長崎に移り、諸所に潜居して毎日彌撒經を誦し、或は説教し、或は懺悔を勤行せり。此の二年間太閤暴行の風説此地に傳聞せしと雖も更に心に移すものなきのみならず、洗禮を受くる者千六百人の多きに至れり。此中尤も著名なる者は太閤の親信を得て長崎の鎮臺たる寺澤とす。

此人は齡二十八歳、性英敏にして謹慎なり。曾て宮中に於て人の基督教に背馳するを見て獨り深く其教旨を探り、其徒の品行をも熟知せんと欲せしが、信者の衆多なるを以て甚だ之に難めり。然るに其發見したる所は教徒の行狀謙遜にして信義に篤く、淡泊無我にして俗を厭ふの風あり、世人は之れを知らず、不公不平の説を以て教徒を誣ひたるを曉知せり。寺澤は時として江湖に逍遙すれば、必一二の基督教徒を従へ共に教門の主旨を談す。而して尤も感すべきは、教主降誕の日に其祭儀に會せんため、終日終夜教堂に在りて倦むを知らざりしことなり。此人我教門の主義廣大にして感應玄妙なるを悦び、遂に此門に入らんことを希ひ、竊かにゼシウイット派のベールブロンシヤルを其家に招き、太閤の怒に觸れざる様密に洗禮の式を受けたり。此人曾て謂て曰く、神は人類の罪を救はんため人類を創造せり、而るを罪業深くして死を免かれざるの人類を以て神とし祭るが如き我國人の所爲は、豈に不當の事に非ずやと。大村に住する師父も之に劣らざる功果を生せり。師父等は五名の人員にて市街或は村落に於て絶えず教務に勉勵し、洗禮を受くる者甚だ多く、常に三所の住宅に於て彌撒經を讀誦せり。一千五百九十四年に於て洗禮を施したる人員一萬二千一百五十人、翌年は一萬六千人なり。而して彼の貧民等の信心深厚、懺悔に因りて神祐を得、罪業を消滅し、病苦を脱し、心神安樂を得たる事歴々明確なるは實に言詞に盡し難し。

茲に本年大村に於て一奇異の事あり。一人の基督教信者竊盜の虚名を被むり、既に死刑に決したり。從來日本に於ては盜を行ふ者を惡むこと甚だしく、些細の事たりとも其生命を奪ふことを常とす。此基督教信者は自ら誣冤を訴ふれども異教人等は更に之を聽かずして、其法に従ひ神に誓を立つべしと云ふ。抑々其方法たるや一枚の白紙に顛末を書し自ら記名し、誓言を以て確實を證し、次に紙を掌上に展べ左の誓詞を發言せしむ、云く、若し予れ犯罪あらば神罰立どころに降らんと、口に此詞を唱へて焼鏡の火紅なるを手中に握らしむるなり。

若し此紙鏡火のために焼くることあれば此人罪ありとし、焼ざれば罪なしと宣告するなり。此基督教信者は生死の境に迫り已むを得ず僞神に誓ふに至らんとす、然るに僞神に誓ふは宗門の教に違背する事なるを以て、彼れ異教人等に告げて云ふ、予は基督教信者なり、故にカミに誓ふを得ず、平生信する所の眞神に誓ふは予が希ふ所なりと。異教人等は其言ふ所を許諾したれば即ち紙上に十字架を記し、信心を凝らして烈火の中なる鐵塊を掌中に握りしに、怪しむべし、其紙損せず、其手爛れず、少しも變ずる所を見ず。斯に於て此の信者は罪なき由を斷せられ、終に生命を救はれたり。

前に已に述べし如く、太閤の士官が大村の地を巡視し基督教信者の佩刀を沒收せし時に一紳士の威嚇に逼られ、言詞の間信心動搖せしが如く見ゆる者ありたり。然るに其後先非を覺り痛

悔に堪へず、教堂を護る所の師父に秘し、ノートルダム教會の一士官に同伴を乞ひ、市街の各部を廻り高聲に呼び、衆人見られよ、予は曾て信心を棄擲したる者なり、今其爲め悔悟を表すること斯の如しと云ひつゝ、自ら呵責の爲めに肩を撲ち破りて血を流すこと夥し。信心堅固なる人々は此事を見聞して大に歡喜の眉を開き、又恐懼を抱て背教に及びし人々は自ら猛省する所ありて、皆な贖罪のために鮮血を流して自責するに及びり。又有馬に在る師父が千五百九十四年に於て洗禮を授けし者一千四百人、基督教信者にして懺悔せし者一萬六千餘人、翌年洗禮を授けし者九百五十人、懺悔せし者二萬二千人なり。

師父等は有馬を發して豊後の國に至れり。此地は舊國主コンスタンチンの貶せられしより寂寥に歸し、異教者の管治する所と爲ると雖も、師父等の寄住して密に説教及び常行の教務をなすを妨げず。又久しく上帝の聖語を渴望せし山口の信者等も此所に來會せしを以て、師父等は其ため説教して夜半に至るを厭はざりし。

都に於て居住の免許を得たるナルガンタン師は日夜教者を改宗せしむることに勉勵せり。其徒は師父三人とプレートル(師教)に非ざる信者一名なり。師父等此信者を隣國に派出し、専ら信教者を尋訪し且安慰することを務めり。都に於て二個年間六百餘人に洗禮を授けしが、此人員多くは紳士諸侯の著名なる者なり。

就中尤も著名なりしは信長の孫サフロウ三郎との及び其嫡子とす。サフロウとは祖父信長及び其父の横死せられし時其年僅かに二歳なり、太閤は此童子を信長の後として之を保育せしめしに、此人十五歳に至りし時太閤は僅に美濃一國を給せり。然れどもサフロウとは人主たる者己の不幸を以て庶民に禍を及ぼすことあるべからずと爲し、敢て不満を唱へず、此人甚だ公子の風ありて勇將の孫と稱するに足れり。臣下に二人の紳士あり、基督教に入りて其德行大に公子の喜ぶ所となり、常に二人と談話するを以て樂と爲せり。因て宗門の主旨を聞知し、ナルガンタン師を尋問し、教話の後遂に洗禮を請ひ、從者三名と共に此式を受けり。

其後京尹玄意法印の二子及び従妹二人も洗禮を受けたり。長子はポールサコンとのと云ふ、此人は曾て太閤が朝鮮に入らんとせし時に隨行を願ひ、生死を共にせんと決せし程の人にして後基督教に入り、甚だ危殆なる時に際して其信心の堅固なるを世に知らしめたり。太閤一人の姪ありて深く寵愛を得たりしに、不幸にして都に於て下世しければ、太閤甚だ之を悼痛し、國君の禮を以て葬むるべき旨を發令せり。此國の俗、貴人の葬禮には諸王族及び諸國主は式部官の指揮に従ひ各死者の像前に於て焼香する禮式あり。ポールは京尹の長子なれば此禮式に與からざるを得ず、斯に於て其位階に因り此場に會すれば榮譽を得ると雖も、信教の良心を全ふする能はず、因て甚だ苦心して謂らく、若し焼香の禮席に出ざる時は太閤の譴責を得て其官位を失

ふこと必せり、若し此禮を行ふときは人造物に香を奉りて眞神を犯すなり、寧ろ性命を失ふとも罪を眞神に得ざるべしと心中一決し、此由を申告せんとせしに、偶然病に託して出席を辭すべしと思考し、遂に之を以て辭と爲せしに、式部官は實病と思ひ終に出席を促すことなきに由り、此の苦患を免かれたり。

抑々太閤後來の處置は凡そ日本の基督教信者等を擧て朝鮮に移さんとするに於て既に記載せり。而して支那皇帝の回答を待つ間に十二所の砲壘を建築せしめ、其切要なる三所の指揮を基督教信者なる諸侯に司らしめしは蓋し此れに基く者ならん。其第一砲壘の指揮官はドムオーギユスタンにして、有馬、大村、平戸、五島、天草の諸國主と共に此處に居守せり。此人々は多く基督教信者なるを以て、セベド師は教會中の一信者と共に教務を行はんために海を渡り此所に来り、毎日彌撒經を誦して説法し、信者の懺悔を聽き、異教者を訓誨するを以て勤となせり。之れ大に信者を慰むる所となれり。

第二の砲壘を司る人をタリー・セエシマンとす。即ちセエシマの國主にして、ドムオーギユスタンの女婿なり。此人宗教を信する熱心とセベド師の力とに因り、千五百九十五年に於て其配下の人民をして皆基督教に歸せしめたり。諸師の盡力の尤も見るべき者は、信者等に讀ましむる爲めに著述せられたる聖教の書なりとす、此書は概ね基督の教理を説きたるものなり。

第三の砲壘は備前の國主ドムシモン・コーデラとの其子甲斐守殿と共に之を指揮し、朝鮮人と休兵の約已に整ひたるに由り、善良の書を読み眞神の説を聞くを以て其樂となせり。コーデラは毎日間隙の時あれば自ら一室に靜座し、眞神の眞理を観察するを常となし、此の時間には何人たりとも之を妨ぐるを得ず、諸將士も軍務の暇ある時常に行ふの所爲は概ね斯の如し。

諸將斯の如く眞味を樂むの時、魔鬼は救主の榮幸を羨み、救脱せられし靈魂を奪ひ去らんとして狂奔し、基督教者の護法者たるドムオーギユスタンを害せん事を企てたり。オーギユスタンの大讎敵たるトロノスケはオーギユスタンが諸軍を指揮し、屢功を著はして榮譽を得たるを見て心中甚だ技癢に堪へず、終に太閤に書を呈して云く、彼れ殿下の軍令に背き歐羅巴の教師を保護し、其の從者をして説法を聽聞せしめ洗禮を受けしむと。ドムオーギユスタンはトロノスケの己を訴ふるを聞き、若し太閤が委員を派出して検査を行ふとも其痕跡を顯はさらんために、急にセベド師及び其社員を那古耶に送還せり。然りと雖ども此事既に衆人の知る所となれば之を隠蔽すべからざるに至り、此の提督(オーギユス)も彼の有勢なる讎敵より斯の如き内事の攻撃を受け、頗る艱苦の思をなせり。

日本西教史上卷終

大正二年十二月廿一日翻刻印刷
大正二年十二月廿五日發行

「日本西教史」上卷
定價金參圓

發行者 服部 暢

東京市牛込區市谷田町三丁目二十一番地

印刷者 小林 照 雄

東京市神田區三河町一丁目十四番地

印刷所 丸利印刷所

東京市神田區三河町一丁目十四番地



發行所

東京市牛込區市谷田町三丁目二十一番地

時事彙存社

終